

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ ４ ）			
(22. 2 定)			
日 時	平成 2 2 年 6 月 1 4 日（月）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	古沢委員長、山田副委員長、千葉・大橋・斉藤（陽）・佐藤・ 山口・北野・横田 各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、病院局長、水道局長、総務・財政・ 産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理 各部長、保健所長、会計管理者、消防長、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤陽一良委員、佐藤委員を御指名します。

委員の交代がありますので、お知らせします。

秋元委員が千葉委員に、鈴木委員が佐藤委員に、吹田委員が大橋委員に、中島委員が北野委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に、林下委員が山口委員にそれぞれ交代しています。

付託案件を一括議題とします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○斉藤（陽）委員

◎新市立病院計画概要（案）について

まず、病院問題について伺います。

我が党は、一貫して、この病院問題について、早期の統合新築を推進する立場でございますが、現在、いろいろと議論になっております病床数を含めて、新市立病院の規模・機能等につきましては、今後ともしっかりと議論をさせていただきたいと考えておりますので、そのような立場からお伺いいたします。

一つ目は、先日明らかにされました収支試算の前提条件ですが、例えば、病床利用率は90パーセント、あるいは外来患者は1日780人というような前提条件については、どの程度確定されたもので、どの程度確定されている必要があるものなのでしょうか。私としては、絶対変えられないというものではなくて、いろいろと条件を変えたシミュレーションをやってみて、こういう条件だったらこうなるということを議論していいのではないかと考えているのですが、まずこの点を伺いたいと思います。

○経営管理部次長

収支試算の前提条件としては入院患者数の病床利用率を90パーセントと試算しており、今回の計画概要（案）では、病床数を減らした中でいかに効率的に回していくかということで、9割の病床利用率を目指しております。そういう意味から9割で試算したわけですし、先日も申しましたが、実際に、平成22年4月の入院患者数は、1日当たり平均367人となっております。新市立病院の結核と感染症を除いた一般病床では96パーセントを超えるようになっておりますので、今の患者の数から言えば低めかと思っております。

それから、外来患者数は22年4月では1日平均742人でございまして、この辺については診療科を一定程度増やす状況もございますし、例えば、放射線治療なども増えていく可能性もあるようですから、今は780人と言っておりますが、委員がおっしゃるように、一定程度プラスマイナスの幅を持って計算することを事務的にはやっていきたいと思っております。

○斉藤（陽）委員

年度を追っての患者数だとか推移といったものが中・長期的に変動するようなことも加味した中で、収支試算については適宜、幅を持ってやっていくことが必要なのではないかと思っております。そういった可能性も残した上での試算だと思いますので、ぜひそういう議論の余地を残していただきたいと思います。

もう一点なのですが、今定例会の議案となっている基本設計の予算は4,300万円ですが、これが議決されることによって具体的に決まってしまう部分と、まだ今後十分に議論できる部分の区別については、ある程度、今の時点で考えておく必要があると思います。新市立病院計画概要（案）の16ページから18ページに建設計画が載っています

が、主に18ページの項目で、今回の議決によってほぼ決まる部分と、まだ十分議論できますという部分について、具体的な項目ごとに示していただければわかりやすいと思うのですが、いかがですか。18ページの事業計画概要の表で、取り上げてお答えいただきたいと思います。

○（経営管理）鎌田副参事

基本設計委託料の予算が本定例会で議決されることによって決まることと、今後決めていくことについてでございますけれども、18ページで述べております事業計画概要の敷地面積については量徳小学校敷地と現病院敷地でありますから、これについては一定程度決まりでございます。それ以外の総床面積だとか、病床数はある程度確定でございますけれども、診療科目につきましては、常勤の専門医が安定的に充足された場合に標榜しますとか、あるいは、医療環境が変わった場合に、変更になる部分があるというふうに考えてございます。

二つ目の表は事業費（試算）でございますけれども、これについては、基本設計の中で建物の平面計画ですとか、階数など、建物の内容がある程度決められてきますので、この中で概算工事費を算定するなど、今の段階の数字からは変わってくるものというふうに考えていただいてよろしいかと思います。

スケジュールについては、現時点でおおむねこのように進むだろうという想定でございます。

○齊藤（陽）委員

説明を開けばそうなのですけれども、もう一回確認しますが、敷地面積、総床面積の数字は、もう動かせない、これで確定するということですか。

○（経営管理）鎌田副参事

建物の総床面積を示しておりますけれども、これは、基本設計の中で患者の医療環境ですとか、あるいは、医療を提供する側の使い勝手など、これから基本設計の中で協議をしていくものでございますので、これについては、今後の基本設計で面積等が決まってくるものでございます。

○齊藤（陽）委員

敷地面積は確定でいいのですね。それとも敷地面積も変わるのですか。それから、総床面積は今後決めるということですから、変わりますということですか。

○（経営管理）鎌田副参事

敷地面積につきましては、現状の財産台帳などを基に表示しておりますけれども、今回の基本設計で測量調査も一体的に発注をしようと考えております。この中で確定測量を行って、敷地面積を確定するというものですので、微妙な部分では動いてくるというふうに考えております。

○齊藤（陽）委員

そうしたら、この二つは全然ではないけれども、あまり厳密な数字として決まっているものではない、これから動くということでしょうか。

診療科が23科というのは、先ほどの御説明では、常勤医が安定的にうんぬんという条件があるので、まだ今は確定された内容ではなく、あるいは、院内標榜についても、ただし書きがついた状態で、そういうこととしてはもう動かせないのですね。23科という範囲で、ただし書きもありますということは決まるということですね、逆に言うと。

○経営管理部長

最初に、敷地面積ですが、測量して変わるかもしれないだけで、場所が変わるわけではありません。基本的に土地は変わりません。

診療科目につきましては、ここに書いていますけれども、現時点の計画はこれで行くということです。平成15年当初に基本構想ができたときにも歯科口腔や形成外科をどうするかという議論は当然あって、医師の充足状況はどんどん変わってきていますので、開院までの診療科についてはこれでコンクリートするものではありません。

ただ、現時点での計画としては、こういう病院を建てようという方向性の中で、この診療科を整備したいという方向性だということです。

○斉藤（陽）委員

ということは、敷地面積と総床面積はほぼ同じような感覚で、現時点ではこういうふうに計画していますというもので、こういう診療科ですつと行くのだと確定的に決めつけたわけでもない。今後、検討して変わる可能性もあるというとらえ方でいいのですね。

○経営管理部長

敷地面積と総床面積は、診療科とは少し意味合いが違いまして、診療機能の中身の問題ですので、それは当然、ほかの部分よりも変動しますし、開院後も変わっていく可能性があるのです。しかし、総床面積は、基本設計の中で決まれば、それはそこで確定していくというものだと思います。

○斉藤（陽）委員

病床数の合計は388床で、一般、精神、結核、感染症という内訳があります。この部分は、もう、今の時点で確定となり、これからは動かさないという受けとめ方ですか。

○経営管理部長

この病床数は、ここには書いていない3本の柱というのがあり、10年後、20年後の地域医療の需要にこたえるためには、今から新市立病院をこういう方針で行きましようという基本的な部分です。成田祐樹議員とのやりとりにもありましたけれども、開院後20年後とか、30年後といいましても、現在だって変わっているわけですから、そういう変更はあり得るかもしれません。今は、新市立病院の開院を目指して、総病床数については変わらないという考え方です。

○斉藤（陽）委員

病床数が、この内訳で388床というのは、現時点で確定する数字であると受けとめていきたいと思います。今後とも、いろいろを具体的な中身についての議論や、規模・機能についても我々もしっかりと議論していきたいと思います。

◎共同募金の着服問題に係る説明責任について

次に、一般質問で伺いました共同募金の着服問題について質問したいと思います。

まず、事実経過など内容を確認させていただきたいのですが、その前に、北海道共同募金会小樽市支会と従来言われていたものが、6月1日付けで小樽市共同募金委員会に名称の変更をされたという御答弁があったのですが、今回の事件との関係で、何か、業務改革の一環みたいな形で変更されたのでしょうか。名称だけの変更だったのか、それとも組織の仕組みだとかが変わったのか、この点についてお示しをいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

このたびの名称変更についてですけれども、事件とは全く関係がございません。

共同募金会の全国組織である中央募金会が共同募金創設60年を契機に、「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」というタイトルの共同募金改革に向けた答申が出されました。その方針を受けて、都道府県の共同募金会は理念を共有する共同募金運動要綱を改正し、北海道共同募金会が決めています市町村共同募金委員会設置規程が改正されました。それに伴って小樽市の共同募金会の会則が変更され、その会則の中で共同募金会小樽市支会という名称を北海道共同募金会小樽市共同募金委員会に変更したものです。名称の変更だけで、組織等は一切変わっておりません。

○斉藤（陽）委員

着服金額の部分ですけれども、平成20年度分は、寄附金と事務費を合わせて約400万円という御答弁なのですが、この内訳についてはいかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

平成20年度分の400万円は返還されておりますけれども、内訳としては、寄附金が約340万円、事務費が約60万円というふうに聞いております。

○斉藤（陽）委員

まず、寄附金についてなのですが、なぜ着服ができたのか。寄附金の集計あるいは保管、そして北海道共同募金会に送金をする事務的な流れの中で、具体的にはどういうすき間で着服が起きたのかを具体的にお示しいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

小樽市内で募金があり、小樽の共同募金会に引き継がれたときには、当然、通帳に入金してございます。このたびの事件は、小樽の募金会から北海道共同募金会へ送金する際に、その一部を着服していたということで聞いております。

○斉藤（陽）委員

小樽の口座から北海道の口座に送金するときに、着服した分を差し引いて、少ない金額で送金するような形の操作だと思うのですが、そうではないのですか。なぜ、そういうふうに金額が操作できてしまうのかが疑問なのです。通常であれば、本来、寄附金として集計されたものと、同一金額が送金されてしかるべきなのですが、そこに差異が生じる仕組みというのは具体的に何だったのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

犯罪ですから、普通にやっていたらこういう着服問題は起きなかったわけでして、本人の何らかの意思の下、通常入ってきた金額を意図的に少ない金額で北海道に送金したというように認識しております。

○斉藤（陽）委員

犯罪だからということですが、そういう犯罪を許す仕組みがあったということだと思います。

もう少し話を進めますが、平成11年度から20年度まで、全部を合計すると1,129万円の被害額があったと。先に判明していた約400万円も含めての話ですから、それ以外の部分では、寄附金と事務費と合わせて約729万円ですが、この内訳と、事務費と言われるものの中身は具体的に何なのかを御説明いただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

まず、約729万円の内訳ですが、寄附金が約326万円、事務費が約403万円と聞いております。

事務費としては、消耗品、電話料金、郵送料、あとは、周知啓蒙活動に関する開催経費等も認められているということです。

○斉藤（陽）委員

平成20年度に限れば、寄附金の着服金額が340万円と圧倒的に多く、事務費は60万円です。ところが、11年度からの分を合算していくと、逆転しているというか、事務費が403万円と、寄附金よりも事務費を多く着服しています。先ほど寄附金については聞きましたけれども、要は犯罪だから、本来送金すべき金額を少なく送ったということで、少なく送金してもチェックされない仕組みも非常に納得できないのですが、事務費についても、403万円という大きな金額の事務費を長年にわたって、いいかげんにこうやって着服操作できてしまったというのは、これも犯罪だからなのでしょうけれども、この原因について、もう少しきちんと説明してもらわないと理解できないのです。再発防止を考えても、もう少し正確に、厳格な管理といいますか、説明をしていただきたいと思います。このままではちょっと納得できないという思いなのですがいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

事務費等は、架空の支出や領収書等を改ざんして着服したようだというふうに聞いております。共同募金の事業の流れというのは、市に監督権限があるわけではございませんので、道なり、道の共同募金会なりが管理監督とい

った形でございますので、この共同募金でやられたことに対して、市が明確に管理監督するような立場ではないのかというふうに思っております。

○齊藤（陽）委員

それはわかりますけれども、今、架空の支出や領収書を操作したという御答弁で、相当にひどいことをやっているのだと。もしこれが事実だとすれば、領収書を操作しながらどんどん着服をしていったのだと思いますが、逆に言うと、そこまでルーズなことを許してしまう仕組みなのかと言いたくもなります。

次に進めますが、御答弁いただいた中で、小樽市の関与といいますか、社会福祉協議会との関係なのですから、職員 11 名の人件費 3,380 万円を交付金として支出しているということなのですが、職員の人件費は、一部ということですから全額ではないのでしょうかけれども、どのぐらいの割合なのかということと、その交付金支出の根拠といいますか、どういった法律あるいは条例にのっとって支出されているのか、その点をお伺いします。

○（福祉）地域福祉課長

社会福祉協議会に交付金を出している根拠でございますけれども、要綱等を定めて出している自治体等もありますが、本市の場合は、社会福祉協議会が社会福祉法第 9 条に基づいて地域福祉の推進を行っている公共性の高い事業だということで、社協と協議しながら、その事業への交付金を出しております。社協の事業運営としては、市の交付金などのほかには、市民からの浄財などではなく、限られた財源で運営しています。平成 22 年度予算でいきますと 11 名分の人件費の多くの部分になりますが、給料、通勤手当、年末報奨金、社会保険料の事業主負担金、予算額でいえば合わせて 3,379 万 3,000 円といった額になります。社協が負担しているものとしては、時間外手当のほか、市から派遣している 2 名の通勤手当、勤勉手当、管理職手当になります。

○齊藤（陽）委員

今、根拠を聞いたのですけれども、まず根拠がはっきりわからなかったということと、社会福祉協議会の人件費の中の何パーセントぐらいを市が負担しているのかという、数字的なものが全然わからなかったのもう一度お願いします。

○（福祉）地域福祉課長

根拠法令ということですが、こういう法律があるから出さなければならないということでは答弁はしておりません。社会福祉法に基づく公共性の高い団体で、事業の内容からしても協議しながらお金を出しているということです。

あと、人件費の割合については、総人件費の何割という出し方をしているわけではなくて、先ほど言ったように 11 名分の給料、通勤手当、年末報奨金、社会保険料の事業主負担を合わせて予算額にしており、社会福祉協議会は時間外手当と市から派遣している職員 2 名の通勤手当、勤勉手当、管理職手当を負担しているというふうになっております。

○齊藤（陽）委員

ということは、ほとんどの人件費が市から出ているという理解でいいのですね。

一般質問では、共同募金会の着服問題に対する市の対応や市民への説明ということをお聞きしたのですが、当事者団体が行うべきものの御答弁でした。当然そうなのですが、当事者団体は市民に対して、公にどのような説明を行ってきたのか。それから、小樽市として当事者団体の説明責任は果たされていると見ていいのか。それから、市長に対して、当事者団体からの陳謝あるいは説明を受けるのか、あるいは、適当な時期に議会の常任委員会に報告をするといったことが必要なのではないかと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

当事者団体が市民向けといいますか、報道機関に記者会見したのは、事件発覚後の平成21年4月27日で社協の会長、事務局長で記者会見をしております。

その後、時間がたっておりますけれども、告訴をする方針で警察とも協議を進めておりまして、告訴がなされると決まった時点で、前後、どちらになるかはわかりませんが、再度、当事者団体から説明されるものというふうに思っております。

あと、議会への報告等については、我々としては必要ないものと思っております。

○市長

この問題について、共同募金会の会長が、私のところにも副市長と総務部長のところにも謝罪に来ておりまして、責任をとって辞任したいという申し出もありましたけれども、こういう会の会長を引き受けていただけるような適任者がなかなかいらっしゃいませんので、ぜひまた継続してやってほしいというお願いをしております。しかし、一定程度の説明はしっかりやらなければならないと思っています。

道の募金会との関係もあるものですから、非常に単純な話でもないように聞いていますので、そのあたりもよく話を聞いて、しかるべき対応をとるというふうに話をしております。

○斉藤（陽）委員

管理監督責任という部分については、直接的には上部団体である北海道の管理監督というのは基本だと思いますけれども、これまでも市役所自体の不祥事のようなものが、今回と同じような原因で発生した場合に市役所では業務改善が相当厳密に行われていたのです。ですから、市と非常に密接な関係のある外部の団体であり、市が職員を派遣しているという団体についても、同様の業務改善だとか、注意事項だとかといったものがあってしかるべきではなかったのではないかと。今回の着服は、相当長期にわたって行われていたにもかかわらず、野放しといったら悪いですが、そういった状況でずっと着服が行われ続けていたということは、非常に理解しがたい部分ですので、市も相当に本腰を入れて注意を払っていくべきではないかと思っておりますので、それについて御答弁をいただいて終わりたいと思います。

○市長

先ほど、担当課長からも申しましたけれども、社協には福祉行政の大きい部分を担ってもらっているのです。それで、この組織の問題は従前からいろいろと内部でも議論をしており、どういった組織がいいのかということでやってまいりまして、かつて事務局長は市の退職者が行くことが長年続いていました。組織自体の維持のために、ここ何年間で現職を派遣して、いろいろな管理規程とか、給与規程とかというのが未整備だったので、そういったものを少しずつ整備して、大分体制がよくなってきたと思っています。人件費にしても、先ほどおっしゃったように、大方の部分は市の交付金で賄っているわけですから、その部分では大変厳しい給与体系の中で仕事をしてもらっているという部分はあるのですが、市の財政もこういう状況ですから十分な手当ができませんので、そのあたりも含めて組織をしっかりしていくことが大事だと思っています。

先ほど言ったように、いろいろな部分で、本来、市がやるべき仕事を社協にお願いしている部分もあるものですから、それは組織がしっかりしていただかないと困りますので、絶えず組織の見直しをやっています。その人員の配置問題も含めて、毎年度、私も入って、どういった体制がいいのかということを考えながら続けていますので、明日からすぐよくなるということではありませんけれども、その中で努力して、何とかいい組織になるようにしていきたいと思っています。

○千葉委員

◎住宅用火災警報器の設置状況について

まず、住宅用火災警報器の件で、まとめてお聞きしたいと思います。

昨日も痛ましい火災が発生しましたが、平成18年6月に消防法が変わり、23年5月までに設置義務化ということで、小樽市でもそれには取り組んでいらしたと思います。現在、市内の設置状況を割合でわかりましたら教えていただき、その割合が低いかどうか確認をさせていただきたいのと、今後の取組ですとか課題についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）予防課長

住宅用火災警報器の現在の設置状況と取組について、市内の既存住宅における住宅用火災警報器の普及状況でございますが、平成18年6月1日小樽市火災予防条例の改正により、既存住宅においては、23年5月31日までの5年間の経過措置の期間を設け、その設置促進についてさまざまな機会をとらえて呼びかけを行ってまいりました。

住宅用火災警報器の設置状況につきましては、20年から実施のモデル地区として指定しました市内の約6,400世帯を対象としたアンケート調査や春秋の火災予防運動、年間を通じた各種防火行事におきましても、聞き取り調査を実施し、経過措置4年目となりました本年4月時点での市内における普及率はおおむね44パーセントと推定しております。

なお、住宅用火災警報器設置等の取組でございますが、これから迎えます春の火災予防運動、また、シルバー防火週間、その他各種の防火行事や、大型店舗や多くの人が集まる施設等におきまして、住宅用火災警報器の展示説明会の実施や、町会や各種会議へ出向き、その必要性和効果について説明し、設置促進の呼びかけを行っているところでございます、

また、本市におきましても本年10月29日には、総務省消防庁の主催により、全国10都市で開催されます住宅防火対策推進シンポジウムが、消防団員、婦人防火部などを対象として開催予定となっております。また、各町会等に対しましては、共同購入や機種を選定等について、消防本部が手続の面で相談をしていくことについては説明をしております。

今後は、本年度を住宅用火災警報器の設置促進を重点施策としてとらえ、明年5月末の設置猶予期間満了時において、できるだけ多くの住宅に設置されていることを目標として、機器を持参しての説明会等を数多く開催し、設置率向上等について積極的に働きかけていきたいと思っております。

○千葉委員

◎市立病院職員の意識改革について

最後に病院局にお伺いしたいと思います。

意識改革ということで、先日、我が党の秋元議員からも質問したと思うのですがけれども、この部分で、選ばれる病院として、どうやって意識改革をしていくかということが非常に重要な視点だと思っています。黒字が続いている、また黒字化になった病院は、経費を節減することはもちろんですが、医師も看護師も、勤めるすべての職員の意識改革が非常に重要だということを勉強してきました。命を守ることは当然でありますけれども、経営に対する意識改革ということで、これからどうしていくかという話合いの場に、医師や看護師のトップの方は参加されていると思いますけれども、その下で働いている方々に対して、選ばれる病院としてどうやっていくのかという経営に関する意識改革について、今後どのように取り組んでいかれるかということと、今、この計画概要（案）が出ましたが、新市立病院に向かってみんなで頑張っていこうという意思統一を図るには、この計画概要（案）が皆さんに知らされているのかという部分もお伺いしたいと思います。

○（経営管理）管理課長

意識改革でございますけれども、これまでは両病院とも、それぞれ全く別の組織ということで運営されてきた経過がございます。それが、昨年度の地方公営企業法の全部適用の導入に伴い、並木局長が病院事業管理者

として来られまして、これからは二つの病院を一つに統合していくのだということを非常に強い思いとして、これまで機会あるごとに職員に周知を図ってきているところでございます。

その方法としまして、基本的には両病院に共通する経営戦略会議を設置し、病院局長をはじめ、両病院長、両看護部長、それと経営管理部長が入った中で進めてきたものでございます。さらに今年度からは、職員の範囲をより拡大するということで、薬局、放射線科、検査科のそれぞれの統括職員を加えて、さらに意識改革を図ってきているところでございます。

そのほか、両病院で共通の医療材料の購入改善の委員会とか、D P C 導入の委員会、病院機能評価の取得に向けた委員会等も両院共通で設置しまして、今後に向けた取組を進めているところでございます。

それと、どういう形で「患者様」に選ばれる病院になっていくかということで、これまでは外部の評価が欠けていたのではないかと、局長からの指摘がございまして、これにつきましては、以前も取組を進めたことがあるのですが、病院機能評価受審に向けた取組を、年度内に受審することで進んでいくというところでございます。

それと、計画概要（案）の周知につきましては、両病院とも幹部会等で計画概要（案）の説明をしまして、説明を受けた各管理職員がそれぞれ職場に持ち帰って説明をするという状況になっています。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎旧手宮線敷地の観光的有効利用について

代表質問でも小樽の観光についていろいろとお話をさせていただきましたけれども、私は今の小樽の観光について大変危惧しております。

観光基本計画を立てられて、それぞれの推進会議でいろいろとおやりになっているのは知っています。旧国鉄手宮線の話は、この間の予算特別委員会でもやらせていただきましたけれども、あそこだけで旧手宮線を全国にアピールするには弱いのです。やはり、基本はゼロマイル起点なのです。総合博物館のことで、私は大分議論をさせていただきましたけれども、あそこは北海道の鉄道の発祥というだけではなくて、全国的にも非常に価値の高い施設です、重要文化財もありますし。そこを科学館と一緒にされて、鉄道施設だということを相当薄められたことが非常にマイナスだと思っているのです。建物はしょうがないですが、基本的には敷地をどうするかです。寄附条例も設けられて、その中で集まったものについては、ペンキを購入し車両の補修もされていますけれども、今後もその方向だけでいいのかということです。

私が議論を申し上げたのは、N P O 法人の税制は来年から変わりますので、そうすると N P O 自身が財源を持った専門家となるのです。有給の専門家を雇って物事ができていくのです、行政との共同作業が。基本的にもうからない社会的事業は、欧米では N P O がほとんどやっているわけです。日本の場合は、小泉首相のときに官か民かで、全部民間にふればいいなんていうことをやっていたけれども、そういうことではないのです。やはり、社会は、みんなで協力し合って、助け合ってやっていくということなのです。

そういう意味で、私は、幾つかふさわしい事業を代表質問でも申し上げましたけれども、旧手宮線の敷地利用というのは、最もふさわしい事業だと思いますし、寄附も一番集まりやすい事業だと思っています。鉄道ファンは全国に根強くいまして、個人の方も経営者の方もいらっしゃいます。自分の趣味や興味のためには、移住してまでもやろうという人が本当にいるのです、あれだけの施設であれば。それで、私がずっと提案しているのは、あそこを列車の宿泊施設にしようということにして、おふろはなくてもいいのです、おふろマップをつくれば、手宮にはいっぱい温泉がありますから。市場もいっぱいありますから、食材を買っていただいて、調理車両を入れれば、それ

で調理をして食べますから。この市役所の中でも鉄道ファンがいて、そういうのがあれば私も行ってみようという方もいらっしゃるかも知れない。

だから、そういう非常にインパクトのある、小樽の新たな魅力をつくり出す要素になると思うのです。実際に議論もされてきましたが、総合博物館でその議論がされているのか、または、そういうことに対してどういうふうな態度をとられるのか。また、どのようなことをやってみたいと思っていらっしゃるのか、それともそんなことは要らないと思っていらっしゃるのか、そここのところを聞きたいのでお尋ねします。

○（教育）総合博物館主幹

今、御質問のあった点について説明していきます。

まず、総合博物館でそういった取組が検討されているのかということですが、博物館の講座の中で宿泊を伴うような講座、例えば、夜は星が見えますし、夜に昆虫採集に行きますとたくさん虫がとれます。今、一部の施設ではナイトミュージアムがはやっておりまして、今回もナイトミュージアムの講座を具体的に検討しておりますが、そこで隘路になるのは、やはり安全性の問題であります。

鉄道施設である以上、レールやポイント、ホームのすき間といった、昼間であればさほど問題点にはならない箇所も、夜間になると非常に危険な場所だろうと思うのです。それから、特に子供連れの方を講座の対象と考えていますので、そういった子供の安全確保をどうするか、そこが今、我々の隘路なのです。今御提案のように、例えば、NPOの方たちがそういったことをすることについては、かなり厳格な行動制限を利用者にはめないと難しくなってくるのではないかという気がします。

一つには、当館には国指定の重要文化財があります。それから、国の重要文化財以外の貴重な基礎資料がたくさんあるということで、その資料の保全が博物館の第一義的な課題でございますので、それをどうクリアしていくか。今、委員の御質問の中にも専門の資格者をというお話がございましたが、そういった資格者の方たちと私たちが同等の資料に対する意識を持っていただくことが、まず一つ問題だと思います。

もう一つは、先日、三笠市で痛ましい事故が起きましたが、夜間の自由な行動というのは、想定し得ない事故を巻き起こす危険性を持っています。それを防ぐためには、利用者側も、管理する側も的確で厳格なルールをつくっていかないと難しくなるのではないかと思います。現状として博物館がNPOにそれをお任せすることについては、具体的に想定される団体がございませんことから、そこまでの議論はしておりません。

先ほど、市民と一緒に作業をという話がありましたが、現在、私たちが、通常の開館時間、通常の間管理におきまして、十二分な管理体制がとれているかということ、なかなか手が回らない部分が多くて、市民ボランティアやNPOの方に御協力をいただいてやっているのが現状でございます。それを考えますと、現在の段階では、そういったNPOなり、外の方たちが、夜間、博物館に入ってきて、博物館の施設全体を管理していくことについては、克服すべき課題がかなり多いという認識をしておりますので、総合博物館では、課題が多いという認識で議論が終わっております。

今考えていますのは、夜間に子供たちがどのくらい遊べるかということ、それから、手宮線の始発点である総合博物館でそういったインパクトのある取組をすることによってどれだけ効果があるのかということを確認するためにも、総合博物館のナイトミュージアムというのを何回か繰り返してやっていく方向で、これから検討を進めていきたいというふうに考えています。

○山口委員

今お話を聞いていて、少し観点が違うと思ったのは、別に子供を集めて何かしようと思っているわけじゃないのです。基本的には宿泊帳をつくれますから、どういう人がお泊りになるのかということです。閉館してからやりますから、当然、個々の責任は持ってもらいますけれども、当然、警備を入れるなり、なおかつ、照明が暗ければ照明も設置しなければいけませんので、設備投資といいますか、それに合うような仕組みもつくりえないといけません。

例えば、重要文化財の機関車庫三号には触れられないようにさくを設けるとか、一定程度の工事も必要になってくると思います。そういうことも含めて私はやる意味があると思っているわけです。それについて、教育委員会でそれを計画してくれと言っているわけではなくて、そういうことを想定した場合にどのような問題が出てくるかという整理をするための議論をしておいてほしいということです。

いろいろな手法があると思っていますのです。例えば、車両にいろいろな備品がついておりますが、鉄道の収集ファンで、マニアが欲しいものは大体わかりますから、そういうもので外れやすいものは固定してしまうとか、固定できないものであれば、イミテーションで代替して本物は資料館の方におさめるとか、そういう細かいことがいろいろ出てくると思います。

ですから、そういうことも含めて、私は、冒頭に申しましたけれども、今は小樽のブランド力が相当落ちてきています。ある意味で小樽市は他都市に先行しましたけれども、その後、まち並みの整備とか、そういう観光に着目し、それに対して魅力づくりをいっぱいやっていращやるわけです。そういう中で、相対的に小樽の観光の地位が低下しているわけですから、せっかく持っている歴史資源をぜひ生かそうと。それも、さいたま市で開館しました鉄道博物館のように眺めるというものではなくて、自由に使って楽しんでもいただけるということです。それで市民ともそこで交流していただけるような施設は全国にはないわけですし、まして、ＮＰＯで運営されるなんていうものはないわけですから、そういうことを真っ先にやることでインパクトを持つことができるわけです。そういうことを想定して、どういうことが市として考えられるのか、協力できるのかということを、ぜひ検討しておいていただきたいと思うわけです。

それについて、教育部長から答弁をいただいて、この件については終わります。

○教育部長

主幹の答弁としては、ナイトミュージアムといいますか、夜の博物館の活用ということが軸になるわけですから、ストレートに、今、委員がおっしゃった御質問について、教育委員会サイドで答弁するのは、なかなかやりづらい面もあるだろうと思っています。

ただ、御承知だと思うのですけれども、これは、あまり言うともた怒られるのですが、望洋シャンツェですが、なかなか利用されないこともあって、地域のＮＰＯの方がオートキャンプ場に使えないかということで、ここ２年ほど、試行という形で、私どもも減免しておりましたけれども、いつまでも減免ということにもなりませんので、今年度は一定程度、目的外使用料も納めていただきながらどうかという話もしているところです。

ですから、そういった意味では、社会教育施設であっても、観光といった面から一切門を閉ざすというか、使わせないというスタンスにはございません。

ただ、今、主幹からも申し上げましたけれども、いろいろと整理しなければならない課題はいっぱいあると思っています。一番は、そういう事業をやろうとするＮＰＯが立ち上がるのかどうかなのです。今も鉄道文化保存会のＮＰＯの方々が、車両の修復ですとか、売店の運営ですとか、総合博物館サイドとしてのいろいろなお手伝いはいただいているわけですが、観光という部分で、どういった提案があるのか。敷地は一切使えないというスタンスには立っておりませんが、半分ぐらいはＪＲ北海道から博物館用地として無償で借りしている土地ですから、そういった調整も必要だろうというふうに思っております。

○山口委員

その辺の課題は私も認識しておりまして、当然、ＪＲの協力がなかったらこんなことはできませんから、そのことも含めて、ＮＰＯが立ち上がったというか、今までのＮＰＯの制度と変わって認定ＮＰＯ法人になるのですから、そうなれば相当の事業ができるということと、寄附税制も大きく変わるわけです。代表質問で詳しく申し上げましたが、そういうことも想定して、先ほどから申し上げていますように、小樽の観光のブランド力を高めていくという視点からぜひ柔軟に考えていただきたいと思っております。

◎小樽物産協会の通信販売事業について

次に、この間の小樽物産協会の売上げですが、これは常務理事に大変頑張ってもらっており、市長もデパートまで直接お出かけになっているようですけれども、8 億円ぐらいたったものが、今は12億8,000万円となり、相当のところまで毎年売上げを更新しているということで、頑張っていらっしゃいますけれども、一つ、心配なことがあるのです。

というのも、外に販売に行く物産展はたくさんありますが、飽和状態に近いといえますか、まだまだ開拓もできると思いますけれども、一過性のもものではダメなのです。そこで獲得した顧客にいかに平時に売っていくかという意味で、昨年10月から、小樽家族という通信販売事業を立ち上げられたと聞いておりますけれども、今、どのぐらいの商材があって、金額でいいですけれども、どの程度の販売になっているのか、そういうこと含めて、報告をいただいてから質問に入りたいと思いますので、まず報告して下さい。

○（産業港湾）商業労政課長

今、御質問がありましたインターネットショップの関係でございますけれども、これは地場産品の販路拡大を目的に、国のふるさと雇用再生特別対策事業を活用いたしまして、昨年から3か年間で、市が事業主体となり小樽物産協会に業務委託をしております。

サイトは昨年10月に立ち上げており、売上げにつきましては11月から計上されております。11月が5万7,784円、12月が15万340円といった形で推移してきており、昨年11月から本年5月までの合計額は65万3,841円となっております。あと、5月末現在の取扱品目は約300品目、取扱業者が27社という報告を受けております。

○山口委員

まだまだ始まったばかりで、認知度も低いと思いますが、300品目で取扱業者が27社というのは、主に小樽物産協会の会員になっている企業で、催事に行かれる業者の商材が扱われているのではないかと考えていました。私もインターネットでいろいろと販売をしておりますけれども、新しい物を常にニュースとして出していけないと興味を持っていただけないし、売上げも伸びていかないのです。

物産協会の井澤理事ともいろいろと話をさせていただいておりますけれども、市内はもとより、後志も含めて、こういうところは、物産協会に入っていられない方でも、ぜひ取り扱っていただいて、そういうものを次々と載せてページを更新していくとか、新たな物を紹介していくことをやっていかないと、大変だと思うのです。3年間しか補助金をいただけないようですから、3年後には雇っている3人分の人件費を稼いで、なおかつ運営経費もかかりますので、それだけのものを利益で生み出していかなければならないわけです。27社の300品目で売上げをつくっていくことは大変だと思いますので、そこを心配しているわけです。

物産協会でも、自分のところの商材と似たもの、同じ品目を扱っている業者を入れるのは、自分のところの売上げが減るわけですから、会員の中間士では、なかなかその辺は難しいと思うのです。これは市が窓口になっている補助事業になっていますから、市から、会員とかそういうことにこだわらないで、例えば手数料は会員と同じじゃなくてもいいわけですから、料金を多少上げて、後志圏内を含めて商材を探してくださいと。自分たちも探して紹介しますというように、市からそういうふうにしむけていただきたいと思うのですけれども、その辺も含めて、今後、この通販事業に対する市としての一定の考え方があればお知らせいただきたいと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

新商品の掘り起こしと、後志圏内との連携というお話でございますけれども、ネット販売を立ち上げた当初は、掲載する商品の基本として安心・安全な商品の提供と考えておりまして、これは販売各社が営業許可やPL保険などに加入するといった各種法令を遵守することを条件に商品を選定するということを聞いています。また、物産協会への加入は、PL保険の加入が条件になっているといったこともあり、今は、会員の品目がメインになっている状況です。

今、委員がおっしゃっていたとおり、ネット販売の売上げといいますのは、やはり、新しい商品をどんどんアップしていかなければならないことも大切な要素であります、そういった一方で安心・安全のレベルも維持しなければなりませんので、なかなか難しい問題と考えております。

後志地域との連携という部分でありますけれども、定住自立圏との兼ね合いで、先日も物産展に関連した連携ということで5町村を回らせていただき、物産協会への加入などといったことを提案する中で、加入に向けて今、1社ほど動き出したと聞いております。

会員だけではなく、非会員にも門戸を広げてはどうかというお話ですけれども、ネット販売の関係を議論する物産協会の商品開発委員会に、市の職員が参加しておりますので、今おっしゃった意見などもこの委員会の中での検討課題として提案していきたいというふうに考えております。

○山口委員

いずれにしても、ここが頼みの綱と言ったらおかしいですけれども、ずっと議論していますように小樽の売りなのです。卸売業もそうですけれども、数字はここ10年で2割5分、3割と減っているわけで、人口の減少率に比べたら圧倒的に小樽市の経済的な力が落ちているということです。だから、どこで力を出すかというと、基本的にはまちのブランド力です。知名度を生かして商品をつくって、それを売っていくということなのです。

本会議でも、若干、数字を挙げて述べましたけれども、製造品出荷額は落ちているのですけれども、その中でも食品の出荷額は基本的に落ちていないのです。平成15年に700億円あったわけですし、昨年は700億円台に回復して、食品が42パーセントぐらいの比率を占めているのです。この比率は、10年前と比べて、継続的に上がっているわけではないのですが、ずっと4割を超えているわけです。ここが上がっていかないと、経済を引っ張っていくことはなかなか難しいのではないかと思います。

そういう意味では、これは中国の話もありますけれども、まず国内で売っていくということです。やはり商材の見直しです。それから、いわゆるインパクトのある包装、デザインになっているのかということです。それから、売り方ですが、例えば、土産物としてはこういうふうに売ったほうがいいのではないか、ギフト商品としてはこういうふうに売った方がいいのではないかということです。

こういうことを各商社に任せてやっていたのではダメなのです。基本的に産業振興課でどういう支援ができるのかというのは、若干、本会議でも議論させていただきました。例えば、デパートのバイヤーが買い付けのために商談会を開いていますけれども、そうではなくて、定期的にというのは難しいかも知れませんが、一定のプロの目を持っているわけですから、御助言をいただき、食品でもこの部門について評価をいただくと。当然、招聘するわけですから、若干のお金はかかります。交通費やお茶代ぐらいは出さないといけないでしょうけれども、そういうふうに、市で予算を計上していただいて、そういう業界へのてこ入れをしていただくようなことは考えられないのかと申し上げたわけです。そういう一定の政策を、これも補正予算でやろうとはしませんけれども、考えていただきたいと思いますので、その辺について、何かこうしたいということがあればお聞きしたいと思います。

○産業港湾部長

今、いろいろと御提案がありまして、確かにそのとおりだと思っています。今、デパート業界自体が大変厳しくて、いろいろな事業経費の見直しの中で北海道物産展も例外ではないのです。そういった中で、小樽物産協会がここ数年、右肩上がりの販売額を上げてきているのは、相当な努力をされています。それは、会員皆さんが本当に一生懸命に努力をしてくれている結果でございます。今もお話にありましたように、周年の事業であるとか、小樽市の単独展とか物産展には市長みずからもトップセールスに行って、向こうのマスコミに顔を出して、客寄せパンダといったら怒られますけれども、集客に寄与していただいておりますので、そういう意味

でも官民挙げてこの物産展には力を入れております。

今、お話にありました中のパッケージデザインとか、ギフトの関係についても、産業振興課といいますか、商工課の時代に行政側から提案していろいろと試行錯誤を重ねた結果がございました。一部、業界の方たちがギフトをつくってやっていた経過はあるのですけれども、なかなか、飛躍的な伸びがないという課題があったのですけれども、いずれにしても、行政側から提案するのはもちろん大事なのですが、やはり、やる側です。やはり会員であるメーカーの意識が非常に大事ですから、その辺は我々も粘り強くやっていかなければならないというふうに思っています。

デパートの商談会だけではなくて、それ以外の機会にもパイヤーは見えすし、プロの目を持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいますので、小樽に来ていただいた機会の中で、そういったこともいろいろ提案したり、協議したり、いただけるアイデアがあればいただいて、あるいは、こちらから提案して、機会がつくれるのであればつくっていきたいというように考えていますので、引き続き、物産協会ともよく相談しながらやってまいりたいと思います。

○山口委員

前に、パッケージの見直しをやっていただいたことがあったのです。ちょっと申しわけないけれども、知合いのあるデザイナーのところでパッケージの製造会社がありますけれども、何というか、ほとんどわかっていらっしゃらないと思うようなデザインでした。お金ばかり高くて、商社はたぶん採用しないだろうと。いっぱい色を使って、何の商品が入っているのかわからないようなパッケージで、インパクトがないのです。基本的にプロを入れて、講演会でもやって、それで一個一個ちゃんと評価してもらってお話をする。買うのは当然、商社ですから、市内のところでちょっとお茶を濁すようなことではだめではないかと思います。小樽の知名度に合わせた専門家をアドバイザーとして招いて、評価をしてもらい、意見を言っていただくようなことが必要ではないかと思っておりますので、もう少し一歩進んで考えていただきたいと思います。

◎多重債務相談について

最後に、多重債務についてです。

この質問は1年ぶりぐらいになりますけれども、平成21年度の4月から多重債務者の特別相談窓口が開設され、今、1年がたちました。予算も若干つけていただいて、専門の相談員の配置を週1回ということで設けていただきました。この1年間の実績を、その前と比較してというのはちょっと難しいかもしれませんが、どのように変わったのか。どういう流れで相談業務をされているのかも含めて、相談件数、弁護士につないだ件数、それから、多重債務で過払い金額が返還につながった事例が何件あったのか。また、その金額については、わかる範囲でいいですから教えていただきたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

何点か御質問がありました。まずは流れの変更についてですけれども、平成20年度については多重債務相談ということでの特別な窓口を設けておりません。消費者センターの中で、一般消費者相談と同列に扱いながら、多重債務相談もしておりました。その中にありまして、多重債務相談は、専門的な知識とか、弁護士とか、それから司法書士とか、そういう連絡調整に時間を要するというので、平成21年度から毎週木曜日に多重債務特別相談の窓口を設けました。

多重債務相談は、基本的に消費者センターから迅速かつ適切に、最終的には法律の専門家につなげるという流れで、時間的にもスムーズに進むようになったのではないかと考えております。

それから、相談件数ですけれども、20年度については、多重債務相談というとらえ方はしておりませんが、一般消費者相談の中では137件ございました。21年度からは多重債務相談ということで統計をとっているのが148件です。そのうち弁護士にお願いしたのが73件ほどございます。いろいろな債務の整理方法がござい

けれども、その中でもいろいろと話題になっております過払い請求については、本人の了承を受けなければ金額や件数とかは発表できませんけれども、わかった中では19件ございました。そのうち3名は答えたくないということでございして金額はわかりませんが、16名の方から答えをいただきまして、概数ですけれども約2,600万円という過払い請求が戻ってきたというのがあります。ただ、その中の1件はまだ訴訟中といたしますか、600万円から700万円という金額の訴訟を起こしており、それについても戻ってくる可能性があるとのことでございます。

○山口委員

庁内でいろいろと連携をされて、いわゆる相談の掘り起こしもされていると聞いておりますが、その辺についてはどのようにされているのですか。

○（生活環境）生活安全課長

多重債務の解消を図るため、計画的に庁内に関係課長の連絡会議を設定しております。人事異動がありましたので、本年5月25日に人事異動があった課長に対して、こういうふうをお願いしたいということで、多重債務の流れ、それから、本年6月18日から貸金法が完全実施になりますので、そういう話も含めて、基本的には各納付相談、滞納相談の中で多重債務者を発見した場合に消費者センターにつなげて、掘り起こしを行いながら最終的に弁護士相談、専門家につなげていくこともお願いをしたところでございます。

次に連絡会議ですが、生活安全課を含めて9課で構成しております。基本的には、生活支援第1課と第2課、子育て支援課、保険収納課、水道局料金課、納税課、住宅課、その中に総務課にも入ってもらっています。各課においては、先ほど言いましたけれども、滞納相談、それから納付相談のときに、多重債務が判明した場合に、消費者センターの窓口への誘導を図ってもらう必要性を理解いただいて、そういう業務を行っていただきたいというふうにやっております。

水道局料金課と住宅課は、基本的には民間に業務委託をしていますので、そちらの課から民間委託した業者先にも多重債務相談の関係でのPRや指導をして、そういう事例があったら掘り起こしを行っていただきたいという説明をしていると聞いております。

○山口委員

具体的に多重債務の連絡会議で勉強をされている課の担当者が徴収に行ったときに、多重債務のことで御要望が出された場合には、その担当の方はどういうふうに連絡をされるのですか。例えば、消費者センターに行くように言うとか、連れてくるとか、何かされているのですか。紙で資料か何かを持っていらっしゃるのですか。

○（生活環境）生活安全課長

住宅課については、A3判でつくった独自のパンフレットみたいなものをそういう方に渡してきて、窓口へ誘導するというやり方をとっています。

それから、さきほど相談件数を148件と言いましたけれども、その中で、市役所関係から消費者センターに回ってきた件数は、8件ほどと大変少ないのです。その中の内訳は、生活支援課が4件、子育て支援課が1件、それから、ちょっと課が不明なのが3件あります。8件というと少ない件数ですけれども、そういう成果が少しずつ表れてきているのではないかというふうに思っています。

基本的には、その課によって、いろいろな方法がございますので、借金しているからといって多重債務ですかという聞き方はできませんので、なるべくわかるようなきっかけを作っていただいて、そういう方を窓口へ誘導すると。生活支援課については、ケースワーカーの方が同行しながら、消費者センターの相談窓口へいらしたケースもございます。

○山口委員

マニュアルというものも、たぶんおつくりになっていると思いますけれども、例えば、滞納されている世帯に行って、直接聞くのは大変難しいと思うのです。「失礼なことを聞くんじゃない。そんなことを何で言わなければならないのだ」となると思うのです。資料をつくって、私どもはこういう窓口を設けていますので、もしこういうものがありましたら、遠慮なしに御相談くださいというパンフレットを置いてくるとか、そういう掘り起し方が上品である。上品と言ったらおかしいけれども、やりやすいのではないかと私はずっと思っていました。住宅課ではどうもそのようなことをやられているようで、ほかの課も共通の資料をお持ちになって掘り起こしをされたらいかがかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

もう一つ、税の徴収のほうはどのようなのですか、これについては。

○（生活環境）生活安全課長

パンフレットみたいなものは、昨年から住宅課が積極的につくって周知しておりますので、本年 5 月 25 日に庁内の関係課長会議をしたときに、住宅課のパンフレットを皆さんに紹介して、こういうものをつくりながら、周知徹底していますという話をしました。その中で、基本的には生活安全課が統一的なものをつくりながら、各課に配布して窓口においてもらうとか、いろいろな相談の時に持っていくとか、そういう対応をしていただくという方向性で話がかたまりましたので、そういうものをつくって P R をしていきたいと考えております。

それから、納税課のほうは、昨年、多重債務相談に来て解決になった件数はございません。ただ、一昨年は 2 件ほど多重債務相談がありまして、その相談が解決して、昨年、納税に結びついたという話は聞いております。

○山口委員

納税に結びついたことよりも、滞納されている税を徴収に行ったときに、例えば、先ほどのようなパンフレットか何かをお渡しになって、こういうものはありませんか、今、相談窓口を設けましたから、ぜひ行ってくださいくらいのことを言っていて、最終的に、そのときのきっかけで過払い金まで戻ってきました、それで、滞納している税金も納めに行きますぐらいのストーリーだと非常に美しいわけです。ですから、税のほうでもぜひ掘り起こしもやっていただきたいと思います。

年に 2 回ぐらい、庁内で連携をされて会議を開いていらっしゃるようですから。他都市の例ですね、例えば、函館市も一生懸命やっていますし、特に盛岡市のように全国のそういう事例の手本になっている例もあります。そういう意味で、そこまではやれないということであっても、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。前に倶知安町の例を挙げましたが、一人の弁護士が 3 年間で 6 億円もの過払い金を取り戻す事例があったわけです。小樽市での最初の取組としては、16 件で 2,600 万円ですから、そういう意味で、単にお金を取り戻すということだけではなくて、そういうことが解決されればやはり消費にも結びつくわけですし、その人自身の安心にも結びつくわけですから、ぜひ熱心に取り組んでいただきたいと思います。

もう一つは、生活支援課とぜひ連携をとっていただいて、多重債務に苦しんでいらっしゃる方は、生活支援も求められていることもありますので、そういうことも含めて、こういう苦しいときですから市民をサポートしていただきたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

○大橋委員

◎新市立病院の起債の申請・同意の時期について

まず、病院問題で、1 つだけお尋ねします。

基本設計を発注した後、実施設計の起債の申請をしてから同意を得ることになるのですが、その申請をする時期、それから、同意の時期についてはどういうふうになっていますか。

○経営管理部次長

基本設計をやりながら、事前調整を進めて、その時期についても話をしておりますが、一般的には1次申請の時期が大体5月の連休前後でございまして、この1次申請の同意が大体夏ぐらいになされるというのが一般的でございまして、まずはそこを目指してこれから協議を進めていくということでございます。

○大橋委員

わかりました。

◎上海使節団の受入れ費用について

先日、上海から使節団が来まして、小樽市は非常におもいきった形で接待をして、交流を深めたのだらうと思いますが、今回の上海使節団の受入れについての費用は、どの予算からどれだけ支出されたのかお尋ねします。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

今回の上海ゴルフ協会関係者の招聘事業についてでございますけれども、平成22年度予算につきましては、東アジア圏観光客誘致事業費補助金として450万が予算計上されており、この中から支出しております。

この補助金の内容といたしましては、今回の上海市のゴルフ協会の関係者の招聘事業と、ニセコ町と共同で中国での雑誌、フリーペーパーへの掲載、そのほか、9月に行われます上海万博での北海道の日に合わせまして、本市の中国国内におけるPRの事業の総計として450万円を計上しており、そのうちの一部を今回の上海市の招聘事業に使った形になっております。

事業費につきましては、この補助金のうち100万円程度を支出しております。

○大橋委員

新聞報道の書き方の問題もあるのですが、市民からの問い合わせがあり、使節団のゴルフ場のプレー代を小樽市で負担したのかという質問だったのです。それで、この100万円について、どのような使われ方をしたのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

今回の招聘事業につきましては、中国側からも一定額の負担を求めて、小樽市からの実行委員会の経費と中国側の参加者の負担金を合わせて一つの事業として実施しております。

今回の招聘事業全体にかかわりましては、おおむね大体170万円程度かかっておりまして、そのうち、市が100万円程度を支出している形になっております。100万円の内訳としましては、双方で出し合っているのですが、明確な区分にはなっておりませんが、考え方といたしましては中国サイドの宿泊費、飛行機代、バスの借り上げを負担したというのが考え方になります。

○大橋委員

問い合わせをしてきた市民が、ゴルフ場のプレー代についてこだわっていたのでお尋ねしますが、ゴルフのプレーには日本側からも参加したのでしょうか。恐らく、おつき合いで参加していると思いますが、参加者が何人ぐらいで、その費用については参加者個人が負担したのかどうか、それについてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

ゴルフのプレーにつきましては、2日間、楽しんでいただいております。初日につきましては、小樽カントリー倶楽部でプレーをしていただいております。小樽カントリー倶楽部サイドの理事を含めまして、日本からは3名の方がホストとしてプレーしていただいております。2日目は、余市のエーブランドゴルフクラブでプレーしており、ここでは日本側からは市長を含めまして2名の参加という形になっております。

小樽カントリー倶楽部につきましては、プレーされた方々の費用はそれぞれという形になっておりますし、2日

目につきましては、もともとこの事業は、実行委員会で民間の方々を含めて経費を集めた部分もございますので、そちらの実行委員会本体からも支出という形になっております。

○大橋委員

いわゆる経済交流の中で、ゴルフの重要性というのは理解しているつもりです。

今、日韓友好協会の関係で韓国の方はずいぶんと来ますけれども、個人でもゴルフをしに来ているのです、裏では。ですから、宣伝という意味があることは認めたいと思っているのですけれども、ただ、日本のゴルフ場側で受入れを歓迎していないという声も聞きました。また、先日知ったばかりですけれども、赤井川のゴルフ場の経営者が韓国企業になったことを聞いたわけです。韓国企業がいよいよ小樽・後志でのゴルフ場経営に乗り出してきたという部分と、小樽、後志の観光業への外国企業の進出の状態ということについて、総合的にどういうふうを考えていらっしゃいますか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

まず、ゴルフ場の受入れの問題についてでございますけれども、実は先般、北海道ゴルフ観光協会というのが立ち上がっておりまして、これは、特にインバウンドのゴルフ客を北海道に呼びこもうという動きでございます、そういう意味では中国に限らないのかもしれませんが、ゴルフで観光振興を図ろうという動きは民間サイドを含めであるところでございます。

確かに、一部のゴルフ場には国内客でさえも予約がとれないというような問題から、積極的にツアー客を受け入れることは難しいというお話のあるゴルフ場もございますけれども、後志管内にはそういうことなくプレーできる、受入れに積極的なゴルフ場もございます。積極的ではないゴルフ場につきましても、今後、将来を見越した中で、ゴルフ人口が一定程度減少という形をたどるようなことがあれば、海外からの受入れも必要だというお話も聞いております。今後、未来永劫受入れないというところまで厳しい対応ではないと思っておりますので、どういう形で受入れができるのか、私たちとしてはその辺の兼ね合いを、今後、いろいろと話し合っていきたいと思っており、よりよい商品になるように努めてまいりたいというふうに思っております。

あと、韓国など外国資本のゴルフ場というお話でございますけれども、今回、プレーしていただいたゴルフ場以外の管内のゴルフ場にも、中国サイドから情報が欲しいという形の中で、私どももいろいろ調査した中で外国資本のようだということを把握しております。

そのゴルフ場につきましては、韓国資本ということもありまして、特に外国語対応といったような、英語や韓国語の対応もできるという形で、もちろんのことながら外国人の受入れもできるというふうに聞いております。そういう意味では、さまざまな国の方がそのゴルフ場でプレーすることは可能でございますし、本国で大規模なリゾート施設もやっている企業でございますので、今後、その施設を使つてのゴルフツアーなどが入ることになりますと、本市にとりましても、近隣の観光施設などを周遊していただいたり、場合によっては宿泊していただくという中で、一定程度の経済効果が生まれるものというふうに期待しております。

○大橋委員

◎小樽市民センターの駐車料金について

前定例会において、小樽市民センター、通称マリンホールですが、その入居団体の家賃について質問をしました。その中でわかったのは、大家と店子という通常の形ではなくて、いわゆるマリンホールの利用者というような位置づけで入居してもらっているということがわかったのですが、家賃の額が妥当かどうかという点については、今後も検討いただくと聞いております。その中で、建物の横の部分を駐車場として、各団体の名前を書いて固定して使っているわけですが、その部分も利用者という位置づけで無料だというお話が出てきました。これについては、つくったときの経過とか、いろいろなことで利用者という言い方をしているから無料ということだったわけですが、私としては、駐車場を利用するところまで無料というのはどうなのだろうかと、納得できない

という質問をしましたが、そのことについては、その後、どういうふうになったのでしょうか。

○（生活環境）水澤主幹

マリンホール、小樽市民センターの入居団体が使用している駐車場の使用料金ですけれども、現在 6 団体のために 1 台ずつ駐車スペースを確保しております。現在、それらの入居団体と話を進めておりまして、使用料金についてはおおむね理解をしていただいております。ただ、その使用料の徴収時期等については、6 団体のそれぞれの組織の内部事情等もありますので、引き続き調整をしてまいりたいというように考えております。

○大橋委員

建設したときからの経過がある問題ですから大変だとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

◎風力発電の進捗状況について

次に、風力発電についてお尋ねしたいと思うのですが、実は、昨日、風力発電に反対の立場をとっている自然保護の関係に詳しい方と長時間同席をしておりました。それでる風力発電についての話があったのですが、私の知識不足もありますし、現在進行中の問題ですのでお尋ねしたいと思います。

現在、計画の進行状況はどうなっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

銭函の新港地域で進められている風力発電施設の進捗状況でございますけれども、まず、事業者が自主的に行っている環境アセスメントについて、昨年 7 月に調査の方法書案を縦覧して、その後、騒音、低周波音、動植物などの調査を現在行っている状況にあります。今後につきましては、学識経験者の意見等を伺いながら取りまとめて、報告書案の縦覧を行うということで聞いております。

また、現地においては地質調査も行っておりまして、今後、具体的な建設地を決定するための土砂の地質調査を行っている聞いております。

○大橋委員

環境アセスメントを調査中ということですが、一つには、調査中の環境問題等について、思いがけないところ、つまり、札幌市民から低周波の問題とか、そういう健康被害等についての指摘がつい先般あったばかりであります。これについては、結局、今どういうことになっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

風力発電施設の建設予定地に最も近い住民といいますと、札幌市手稲区民となっております。距離的には 1 キロメートルほどとされておりますので、事業者においては、本年 1 月から手稲区役所ですとか町内関係者の説明会開催に向けての準備を進めており、今月 20 日に山口団地連合自治会、22 日に手稲区民全体を対象に事業計画の概要と、騒音、低周波について説明会を開催することが決まったと聞いております。

○大橋委員

それと、地質調査を進めているという話なのですが、これは、風聞したところによりますと、ボーリング調査をした結果、予想以上に地質が悪くて、相当掘ったのに岩盤が出てこない、これは大問題だというふうに聞いているのですが、この問題についてはどうでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

事業者から聞いている調査の状況でお知らせしたいのですが、事業者は、昨年 11 月からこの海浜地の、建設予定地で 20 カ所ほどボーリング調査を行っております。その中で、過去に周辺でつくられた施設の調査結果からも支持地盤が相当深い、また、委員がおっしゃるように、調査途中で深いことが確認できたのです。このため、追加といいますか、20 カ所を同じレベルで調査すると予定していたのですが、そのうち 3 カ所はより詳細な形で、深い形の調査にしていこうというふうに聞いております。

○委員長

平成会の質疑を終結し、この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 39 分

再開 午後 2 時 59 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたしますが、北野委員の要求によって、並木病院局長が出席されていますので、御承知ください。

なお、並木局長は、北野委員の質疑が終わり次第、退席していただいて結構でございます。

それでは、休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

共産党。

○北野委員

質問に入る前に、共産党から二つの資料を提出していますが、脱字がありますので補充してください。

共産党提出資料の資料 2 の上から 8 行目「一般会計から赤字解消に繰り出した額が」の後が「億」になっていますが、「5」が抜けていましたので、「5 億 1,400 万」というふうに訂正してください。

では、質問に入ります。

◎医師不足、診療報酬の減、地方交付税減額が病院に与える影響について

共産党提出資料の資料 1 をごらんください。病院問題を質問するに当たって、我が党の基本的立場の骨子だけを述べていますが、市長及び並木局長には委員会資料として既に渡っていることと思いますので、我が党の見解に対する市長と病院局長の見解をお聞かせください。

○市長

お昼に見せていただきまして、詳細は精査しておりませんが、冒頭にありますように、自治体病院は、高度、先進、小児、周産期、救急医療、感染等を担うためである。したがって、一般会計から病院事業会計への繰出しは、単なる赤字穴埋めではなく、地域医療の公的部門を担わせるためであるというお考えはそのとおりだと思います。したがって、この部分については、市民の理解が得られると、私もそう思います。

それから、個々の経営努力の関係ですけれども、これも自治体病院に対して、国の社会保障費削減等でいろいろな厳しい状況にありますけれども、自治体病院が本来やって当たり前の独自の努力の不足に向けられていることを謙虚に受けとめるべきであると、これも、市立病院であろうが、経営改善に取り組むのは当たり前だと思います。

それから、最後の公営企業法の基本原則と、今、申し上げましたような趣旨と合致すると思いますので、御意見としてはほぼその通りだと思います。

○病院局長

この資料は今見たのですが、以前の討論資料と言うか、2008 年の見解は読ませていただきまして、まさにそのとおりであって、適切に書かれていると思います。

ちょうどこれが書かれたときに、私はまだ大学に在籍して、人を配置する側だったのですが、新教育制度の導入がきっかけで大学に人がいなくなったということで、それがちょうど小樽市にも当てはまり、そのときに人がどんどんいなくなったことが大きく影響していることは、私から見ても明らかだというふうに思います。今は、若い人たちの考えも非常に変わってきて、教授の命令だけで病院には行かず、その病院のアクティビティ、何が勉強できるのか、条件はどうかということをきちんと調べてから、行くか、行かないかを決めるのです。私は、小

樽に來ましたときに、患者だけではなくて、医師方からも選ばれるような病院にならなければだめだと思ひまして、そのために統合新築ということをお考えたわけでございます。まさに、これに書かれていとおりだというふうにお思ひっており、これからの小樽の市立病院は、患者からも医師方からも選ばれるように頑張っていきたいと思ひています。

○北野委員

自治体病院をつぶすような国の見解があり、共産党の見解で述べたとおりののですが、こういう下での国の影響により、市立病院はどういう影響を受けたか伺ひたいのです。

最初に、医師不足の問題であります。1982年と2007年との比較で、大学の医学部の定員は何名削減されたか、御承知でしょうか。

○（経営管理）吉岡主幹

医学部の定員の数でございますが、1982年の段階では全国で8,280名、これが2007年には7,625名で、655名の減となっております。

○北野委員

国立、公立、私立別ではわかりませんか。

○（経営管理）吉岡主幹

1982年時点では、国立が4,580名、公立が660名、私立が3,040名、合計で8,280名、2007年には、国立が4,090名、公立が655名、私立が2,880名、合計で7,625名となっております。

削減の内訳は、国立が490名の減、公立が5名の減、私立が160名の減、合わせまして655名の減となっております。

○北野委員

1982年以降、2007年までの医学部定員の変遷を説明していただきたいのと、医学部定員の削減によって、全国的に合算すれば何名の不足となっているかということをお説明してください。

○（経営管理）吉岡主幹

1982年の8,280名が2007年には7,625名になった推移でございますけれども、全国的な入学定員の推移のグラフを基に集計しておりますけれども、1982年の8,280名をベースにしますと、2007年までには全国では1万人程度の不足が生じたものと計算されます。

○北野委員

並木局長に伺ひますけれども、大学の医学部に入った方が、簡単に言えば一人前の医師になるまで何年かかりますか。

○病院局長

まず、医学部の学生として6年です。それから、研修医的なものが2年ぐらひかかりますけれども、まあまあひとりで立ちできるのは、それから三、四年後です。例えば麻酔科の場合は認定医とか専門医というのがもらえます。それが医師になって大体6年目か7年目です。さらに、人に教えて一人前と言われるには、やはり10年はかかるのではないかと思います。それは、診療科によっても違うと思います。手術をする外科などはさらにもう少しかかるかもしれませんが、一応、学会としては、医師になって六、七年で専門医をとらせようという形になっています。それが、一応のその科の専門医として認められる形ですから、大学を出て七、八年後だと思ってください。

○北野委員

それくらいかかるわけですから、先ほどの答弁からいへば、医師不足はまだしばらくの間は続くということです。医学部の定員が史上最高になったとはいっても、その効果が出てくるのはまだ先ですから、この数年間は大変厳しい事態が続くという認識でよろしいですね。

（「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり）

市立病院の医師不足による収支影響額についての資料を出していただきました。この資料には数字が並んでいる

のですが、簡単にコメントというか、説明していただけますか。

○（経営管理）吉岡主幹

平成10年度以降の医師不足の深刻化等による収支影響額を試算したもので、上から、入院、外来、それを合わせた収益が出ております。当然、収益に連動します材料費も変わってまいりますので、材料費の月額、材料費の割合、材料費の収益に占める割合になります。それから次に、医師の給与として本俸と手当の合計、それから、月平均の医師数を出しております。この中には、嘱託医、それから、最近では研修医等も含んでおります。平成10年度を基準にいたしますので、平成10年度に対する増減数の欄になっております。

それから、一つおきまして、医師の数の減による減収を試算で出しております。これは、あくまでも理論上の試算でございます、入院・外来収益の合計③を医師数⑦で割り返して、平成10年度に対する各年度の医師のプラスマイナスの人数⑧を掛けております。その次の欄は、これらの入院収益に伴います材料費の相当分を試算しております。これも、医師の数の減による減収⑨に材料費割合⑤を掛けております。それから、下から2番目の行は、医師給与の減で、医師給与⑥を医師数の平均⑦で割り返した単価に医師の増減数⑧を掛けて出しております。一番下の欄が、⑨と⑩と⑪を足した医師不足によります収支影響額の欄でございます。

平成10年度を基準にしておりますから、平成11年度以降、21年度までの推移を横に示しております、一番右の欄で11年度から21年度の計を示します。

下の四つの欄で説明いたしますが、医師数の減による減収部分は101億9,069万1,000円、上記減収分相当材料費が35億3,727万7,000円、医師給与の減は10億125万6,000円、これらを合わせまして、医師不足による収支影響額が56億5,215万8,000円という試算になっております。

○北野委員

時間をかけて資料をつくっていただきましたけれども、総合計がこうなるということですから、国の閣議決定を2回までやって大学の医学部定員を減らした影響は、こういうふうに深刻に出てきているのです。

先ほどの局長の話ではないけれども、言ってみれば、医師を配置する側も医師が足りなくなって、大学病院で地方に行っている人を引き上げる事態になって、今日の医師不足が起こってきているということですから、国の責任は大変重大だと思うのです。

それから次に、資料の診療報酬のマイナス改定による影響についてお尋ねしますが、まず、本日提出していただきました診療報酬改定影響額調べについて、わかりやすくコメントしてください。

○（経営管理）吉岡主幹

診療報酬改定影響額調べについてですが、これは、平成9年度から21年度までの診療報酬改定が実施された年度ごとの影響額が、次年度にも影響があるのかということで経年の表にしております。

10年度から21年度まで、2年ごとの改定率につきましては、そこにお示しのとおりで、トータルでマイナス8.08パーセントが積み上げた数字となっております。

影響額につきましては、右に示したとおりでございます、9年度をベースにしていますので、9年度の診療報酬が各年度維持されておまして、その収益差を全体改定率によって試算しております。9年度から21年度までのトータルの影響額は42億1,484万5,000円となっております。

なお、今読み上げておりました資料の注記に誤字がございました。「H19の診療報酬が各年度維持されたとして」と表示しておりますが、これは、「H9の診療報酬が各年度維持されたとして」の誤りでございます。平成19を平成9に訂正していただきたいと思っております。申しわけございません。

○北野委員

診療報酬のマイナス改定で、この間、約8パーセントも減らされて、影響額の総計が42億円と。これも大変大きな金額だと思うのです。

それから次に、本日提出していただいた、普通交付税に係る推移の資料について、これは財政課から説明をしてください。

○（財政）笹山主幹

病院事業の病床数に応じた普通交付税に係る基準財政需要額算入値の推移という資料になります。これにつきましては、病院事業に対する交付税措置のうち、その半分以上を占める病床数に応じて算定されますいわゆる病床割りについて、平成 9 年度から平成 21 年度までの推移を示したものでございます。

まず、1 病床当たりの単価でありますけれども、9 年度から 20 年度まで、多少の増減はありますけれども、総じて減少傾向にありまして、21 年度で増額となっております。

それから、対象病床数でございますけれども、15 年度から 25 年度までについては特例措置がありますけれども、基本的に前々年度末日の許可病床数が算定基礎となります。先ほど申し上げました 1 病床当たりの単価とこの対象病床数を掛けたものが普通交付税で算定されます基準財政需要額算入値となります。

額については、ここにお示ししておりますとおりでありまして、右に平成 9 年度比ということで、9 年度をベースとしまして、各年度にどれだけの差があるのかを示しております、総トータルで申し上げますと、計が 19 億 3,406 万円になります。

さらに、一番右の対前年度比は、各年度が前年度に対してどれぐらいの差があるかについて記載したものであり、このトータルにつきましては 1 億 3,914 万円となっております。

○北野委員

市長に尋ねますけれども、市長は平成 11 年 4 月の選挙で当選されています。市長が就任してからずっと、それ以前から交付税が減らされてきているのですが、全国市長会あるいは北海道市長会で、自治体病院を抱えている首長として、こういう改善方を国に求めた経緯はございますか。

○経営管理部次長

全国市長会と同じようなメンバーで、全国の自治体病院を開設している全国自治体病院開設者協議会というところがございまして、自治体病院に対する財政措置について、毎年度、交付税措置の充実ということで要望しております。

○北野委員

そうすると、今まで指摘したように、医師不足、診療報酬マイナス改定による影響額、それから普通交付税の減、この三つを合わせたら幾らになりますか。

○（経営管理）吉岡主幹

ただいまの医師不足の影響額、診療報酬のマイナス改定の傾向、地方交付税の減額、これらを合わせますと約 118 億 100 万円となります。

○北野委員

国の自治体病院に対する支出減によって、自治体病院が影響を受けていることは明白だと思うのです。それに加えて、この間の患者の自己負担増大が病院離れを呼んでいることは、一つの大きな現象ですから、これは皆さんも御承知のことと思うのです。

そこで、医療保険制度の改定で、患者自己負担の増大が年度ごとにどのように行われたか、これをまず説明していただけないか。

○（樽病）事務室主幹

医療保険制度の患者負担の推移でございますけれども、昭和 47 年を境に老人医療ができましたので、その前は、国民保険が 3 割、被保険者本人が定額負担で、例えば、あのころは初診料が 800 円で、あとは全部無料でありました。それで、家族は 5 割負担となっております。昭和 48 年 1 月に老人医療が出されまして、当時、無料化がなされまし

た。70歳以下は、今現在もそうですけれども、国保はずっと3割でございます。それから、その他の健康保険につきましては、昭和59年4月に被保険者本人も1割負担になり、家族が3割でした。平成9年には被保険者本人が2割となり、平成15年4月から3割となっております。

○北野委員

そういうように、自己負担は増大させられてきたわけですから、小樽病院として被保険者本人が受診されたモデルケースを、私は専門家でないからわかりませんから、適切なモデルケースを挙げて、1割、2割、3割でどれくらい自己負担が増えたか、もし、承知していればお答えください。

○（樽病）事務室主幹

小樽病院の場合は、がん診療に特化するということで、それをモデルケースにします。本日は男性が多いので、例えば血尿や血便が出た場合は、膀胱がんや大腸がんの疑いだということで、その場合は、まず検査をいたします。膀胱がんの疑いですと組織をとる生検で、組織をとった場合は1日当たりの総額が大体4万5,000円ぐらいです。それから、大腸がんの疑いですとポリープ等を内視鏡によって探すとなりまして、その場合は1日当たりの総額が大体8万5,000円ぐらいです。それから、膀胱がんの疑いでの生検ですと、入院期間は当然二、三日で済みますけれども、1日当たりの金額でありますので、当然1割、2割、3割となると、その分、当然、負担が増大します。

続いて、検査の結果、がんというふうに言われますと、今度は、その部位を手術などでとります。そうすると、今度は女性の場合になりますけれども、乳がんの手術をした場合は1日当たり6万2,000円で、大体9日から15日くらいかかりますので、総額としては60万円から90万円くらいかかります。その後、当然、抗がん剤治療で、化学療法治療になるのですけれども、これにつきましても1日当たり4万円から5万円くらいかかります。最終的に末期がんとなりますと、痛みどめの治療もいたしますので、この場合は1日当たり2万円の金額がかかることになりまして、それぞれ、当然1割、2割、3割ですから、3割になったことによって1割だった金額が3倍になります。

ただ、平成19年度からは、高額療養制度が現物給付になりましたが、以前は入院した場合の3割を100万円ですと30万円を一たん払わなければならなかったのですけれども、現物給付の制度ができて、普通のサラリーマンですと、医療費の総額はちょっと変わりますけれども、一月当たり大体8万円から10万円程度で済むというのが現行の制度でございます。

○北野委員

こういうように自己負担が増えたことによって、小樽病院で患者離れがどういうふうに進んだかという調査をされたことはございますか。

○（樽病）事務室主幹

小樽病院としては調査しておりませんが、国保とか、そういう総元の保険者では毎月の受診者の傾向を調べておりまして、そのときの推移が出ている冊子が送られてきておりますが、小樽病院自体として調査をしたことはございません。

○北野委員

保険者の調査ではどういう傾向が出ているというふうになっていきますか。

○（樽病）事務室主幹

確かに、先ほど言いましたとおり3割負担になった時期と、平成20年からは患者負担が固定化されておりますので、今現在はその流れで20年以降はそれほど変わらないような感じです。それ以前の推移については、ちょっと記憶が定かではないです。

○北野委員

そういう影響があることは承知していると思うのですが、調査されていないことは遺憾だと思います。社会的にも問題になっていることを、小樽市として検討していないのはうまくないということだけは指摘をしておきます。

◎小樽市立病院改革プランの概要と進捗状況について

次に、市立病院独自の改善すべき点というのは当然あると思うのですが、市長側とのかかわりもあるわけですから、1 点だけ伺います。

我が党提出資料の資料 2 ですが、これは、市議会と各団体との意見交換会で、商工会議所との懇談のときに配布した資料ですから、各党の皆さんにも渡っているのですが、ごらんいただいた方もいると思うのですが、まず、この資料をごらんいただいて、市長の見解はいかがかということを伺いたいと思います。

○市長

この資料を読みましたら、病院の赤字は、マイカル誘致で多額の予算を使ったので、その分病院には回さなかった、それが今の病院の危機の原因ではないかというふうに言ったと思いますが、当時、マイカルの関係でどのぐらいの事業費を単費で使ったのかが定かではありませんので、ちょっと申し上げられません。いずれにしても、私が平成 9 年度に総務部長になって行政改革の担当をしたときに、相当な赤字があるのでこのまま放置できないということで、まず、二つの病院の実態調査をし、そして、当時は、何とか第二病院を小樽病院に統合できないかという議論もさせてもらっていました。結局、それは不可能だということで、仮に、やるにしても相当な金がかかるのではないかという話になって、これは、両病院の医師、それから我々も入って議論したのですけれども、そういう結論になったのです。最終的には、やはり新病院が必要ではないかというような結論に至ったというふうに記憶しております。

○北野委員

肝心のことはちょっと触れられておりませんが、市立病院の 44 億円の不良債務ですが、これがなぜ生まれたかということです。志村元市長のときは、病院への繰出しを億単位でやっていたのです。ところが、新谷前市長になって、平成 5 年度からこの繰出しをやめたと。11 年度まで 7 年間、先ほど紹介したように、調べたら 5 億 1,000 万余りの繰出ししかしていなく、基本的に繰出しはやめてしまったと。この間の赤字の合計を聞いたら 49 億円ぐらいになっていますから、結局、44 億円の不良債務は、こういう繰出しをやめたことに大きな原因があると。だから、市長が答弁の最後でおっしゃっていましたが、山田市長になって、11 年度のときは、既に予算は決まっていたから、手をつけられなかったのかもわからないけれども、12 年度から繰出しを再開しているのです。私は、これは賢明な措置だったというふうに思うのです。

市長側と病院側が絡んでいますから、一概にどうこうという断定はできないけれども、こういう政策上の誤り、会計年度、3 月から 5 月の 2 か月間を利用して、長期貸付けという会計操作をやって赤字をごまかしてきたと。このツケが今の病院の経営に物すごく重くのしかかるようになっているのです。先ほど指摘した国の医療費削減の影響ももちろんありますし、加えて、国の指摘もあって、長期貸付けというやり方はだめだと。山田市長になってから出しているわけですから。だから、こういうものも重なって、今の病院の大変な事態が生まれたというのが我が党の見解なのです。

今、資料を見ただけだから、市長も斜め読みだったと思うので、私の今の質問にも触れて、市長の見解を再度伺いたいと思います。

○市長

確かに、市長になる前から、赤字があるのは当然知っていましたし、そうなるからも 44 億円という膨大な赤字を抱えているということで、もうこれ以上繰出しをとめるわけにはいかないという判断でやってまいりましたので、結局、これらが今に影響しているということです。

当時、44 億円を抱えていても、新市立病院の建設は可能だという判断も事務方からあったのです。他市の例を見まして、どこかの病院でも同様の例があって、新築する場合には、赤字は赤字なのですけれども、不良債務ではないという判断をしていたということがあるのです。これがたまたま夕張市の問題が出たときに、これはもう不良債

務ですから出せませんというようになって、今のような状況になったのですけれども、当時は、確かに、不良債務ではないという判断があったのです。そういうことも今思い出しております。

○北野委員

医療保険部の未請求問題では、6,400万円の損害を与えたということで、先日、職員を処分したけれども、以前にこういう会計操作をしていたための損害は、もう億単位ですよ。それも、大きい億単位。普通に会計処理をしていたら不良債務の半分は国から特別交付税でもらえたのですから。新谷前市長のときに、平成5年度から11年度まで繰入れをやめていたわけですが、第五次病院事業経営健全化措置というのは、何年度でしたか。また、それが導入できなかった理由を説明してください。

○経営管理部次長

自治体病院の健全化措置として、第五次は平成14年度に始まってございます。当時、私は財政課におりまして、この措置によって、特別交付税で経営改善部分が一定程度措置されるものですから、後志支庁を通じて北海道に相談に行きました。今、北野委員がおっしゃったように、当時は長期貸付金の処理をしております、それは不良債務ではない。要は、病院事業経営健全化措置を受けるためには、不良債務を10パーセント以上持っている団体とされておりまして、小樽市は不良債務がないから、この措置に手を挙げることはできないのだという回答をいただきました。

○北野委員

そういう誤った会計操作をやって、本来であれば不良債務であったにもかかわらず、長期貸付金にしておいたために、北海道から対象外ですと言われて、第五次経営健全化措置を申請することができなかったということなのですね。

それで、ちょっと余談なのですが、先日、小樽ジャーナルのホームページを見ていたら、今、小樽市が基本設計にかかわって裁判を起こされているのですが、その証人調書が載っており、なかなかいい資料を出すと思い、興味深かったのでもっと見たのです。理事者も持っていると思うのですが、この11ページから12ページにかけて、第五次経営健全化措置について、長隆氏は裁判所でどういう発言をされていますか。

○経営管理部次長

今、その資料を持っておりませんが、傍聴していたので、記憶では、当時、これは年度を間違えていたのだと思うのですが、平成19年度の経営健全化措置を受けていない小樽市は怠慢というか、そういうような発言の趣旨だったと思います。

○北野委員

今、その要点というか、骨格だけを答弁されましたけれども、こう書いてあります。短いから読み上げます。

長さんが証言しているのは、「小樽市の場合には、平成19年度である第五次経営健全化措置に手を挙げておりません。非常に不まじめであります。総務省がそういう程度の悪い病院に対して、経営健全化措置を都道府県知事に示達して、5年間にわたって経営健全化を進めなさいと言っているのに、手を挙げないで、今度は新築をするから経営健全化するという話は、恐らく総務省の担当者は、全員、否定的に考えていたことは間違いないと思います。」という発言なのです。

次長が記憶でどった19年度というのは誤りで、14年度だと思うのです、最後の健全化措置は。第六次はまだないですから。それで言えば、手を挙げないのはうまくないと長さんが言っているけれども、手を挙げる条件がなかったということは、道の指導や何かもあって明確ですから、これは、ちょっと長さんの指摘の違いではないかと思えますね。だから、私はこれを読んでいて、冒頭に宣誓しているでしょう、真実を述べると書いてあるけれども、違うのではないかというふうに思った。まあ、それはちょっと余談ですけどもね。

新谷前市長のときにこういう会計操作をやっていて、本来、つぎ込んでいけば億単位のお金がもらえたのに、も

らい損なっているから、こういう小樽市側のミスというか弱点もあって、病院経営が大変苦しいと。並木局長はこのことは知らなかったみたいですが、こういうようなこともあったのですよ。

それで次に、小樽市独自の問題でこういう弱点があるということなのですが、小樽市立病院改革プランの 9 ページ以降に、目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期という項目の中で、幾つか掲げられていて、読んでわかる場所もありますが、柱は一体何なのか、一つや二つではないと思いますので、ポイントについて説明して、どういう効果を期待しているのか、素人にもわかるように、まずこの改革プランに沿って説明いただけませんか。主なところだけでよろしいです。

○（経営管理）管理課長

改革プランの 9 ページから 23 ページまで、非常に項目が多く載っておりますので、ポイントがどこかというのはちょっと難しい部分もあるのですが、具体的には、まず経営健全化をしていくことが一番大きな目標でございますから、それについて具体的にどういうことをやっていくのかを列記して掲げているものでございます。もちろん、経営改善が第一目標ですが、あわせて、「患者様に選ばれる病院になる」という、そのための視点からの改善項目も取り入れているところでございます。

大きなところとしては、地方公営企業法の全部適用の導入で、平成 21 年 4 月 1 日から並木局長が就任したことが、まず一番大きなことだったというふうに思っております。

あと、中身的には、財務状況の関係で、いろいろと分析を進めていくという項目もございます。それと、経費削減の関係で人件費の適正化やコスト削減の取組、そういう項目を経営改善の観点から設けております。例えば、公共性や公益性の高い医療の堅持や……

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

公共性や公益性は 17 ページです。

（「随分先まで行ってしまったな」と呼ぶ者あり）

済みません。少しはしよりにぎみだったかもしれません。

17 ページのその他の欄には、単純に経営改善ということだけではなくて、「患者様に選ばれる病院」という視点からの項目ということで、公共性、公益性の高い医療の堅持、それから、地域医療連携の推進、特性・強みをいかす事業の促進という内容の項目を掲げておりますほか、安心と信頼の医療の展開、21 ページまで飛んでいますけれども、そのような項目でいろいろと掲げてございます。

○北野委員

いや、それだったら、全然わからないわ。書いてあることを解説しただけだもの。中身にもっと立ち入って具体的に肉づけて説明してください。

○経営管理部次長

医師を確保して、収入を上げることが一番の経営改善につながるのですが、それができない中で、いかに支出を減らすか、また、医療の質を上げるかというところをポイントにこの改革プランをつくりました。

支出の削減で言えば、先ほど言ったような人件費のこともあるのですが、例えば、12 ページの診療材料削減の取組は昨年からはじめていまして、同じものをより安くどうやって入れるかということで、いろいろな業者との価格交渉テクニックを、医療コンサルを入れながらやっており、一定の効果を上げました。ここに書いてある目標値で小樽病院で 3,000 万円、医療センターで 1,000 万円の合計 4,000 万円という効果ですが、1 年間通せば、これを上回る効果が上げられると思っております。それは平成 22 年度から続いています。

それから、委託業務の見直しということでは、病院という特殊なところですので、同じ業者が長く委託を受けていることがありますが、その中で、今後、どうやって競争性を発揮させていくか、価格を下げっていくかということで、業務内容の点検や価格の交渉も必要ですから、23 年度に向けて、具体的に委託業者を呼んで交渉を始めている

ところです。

12ページは、結構、経営の経費削減が多いのですが、高額医療機器購入の新たな方法の検討ということで、これも、単純な入札ではなくて、業者から見積もりをとって、医療機器は医療者側で機器を決めることがあります。そういう中でも、医療機器について保守契約も含んで価格面ではどうなのか、性能面がどうなのか、そういう価格的な交渉というか、勉強を行い、単純にそのメーカーだけではなくて、例えば、全国自治体病院協議会の価格レベルではどういうところにあるのか、では、それからさらに下げたところを目標に価格交渉をすとか、そんなことを進めています。

経費削減ということでは、13ページまで、そのようなことが載ってございます。

あと、収入増加・確保対策については、何といっても医師確保ですが、その場合には、7対1看護体制にどうやって組んでいくのか。そのためには、一定程度、看護師の数や患者の数が少なくなった中で、病棟を一つ、二つと減らしていくということもやっておりますし、看護師の勤務体制も、組合ともいろいろな相談をしながら、看護部とも知恵を出しながら取り組んでいるところです。

あとは、公共性ということは、先ほど課長から説明した部分になります。

○北野委員

並木局長に伺いますけれども、私は今朝入手したのですが、市立病院調査特別委員会資料として配ったという、4月30日付けの市立病院改革プランの進捗状況の公表という冊子があるのです。数字で、かなり詳しく書いてあります。本年4月で、局長が就任されて1年たちましたけれども、この進捗状況に照らして、改革プランの進みぐあいは、ここに数値や何かが書いてあるのですけれども、ポイントになるところでどういうふうに進んでいるかということを解説していただけないか。

○病院局長

まず、小樽市には二つの病院があることを御理解していただきたいと思ひますし、それによって、少しずつ状況が違ふのです。とりあへず今は、それを一つにするのだということで、今、進めております。

医療センターのほうは、五つの診療科で経営なども比較的順調にしております。一方、小樽病院のほうは12の診療科なので、いろいろな科があるということで、人も多いという状況が一つあります。

特に、小樽病院に関しましては、今までの意識を変えてもらって、私も昭和51年に来ておりましたが、その当時は、黙っていても患者が来る時代でしたけれども、もう今はそういう時代ではないので、意識を変えてもらいたい。だから、そういう意味の広報活動を一生懸命やろうということで、私どもは公開講座をやり、プチ検診とか、ボランティアなんかを入れて、小樽病院がこういうことをやっているのだと、今、盛んに訴えることで、医師たちにも認識を持ってもらっています。今はそういうことを努力してやっておりまして、ようやく両方の病院が一緒の方向に進み出したという状況でありまして、もし統合新築に向けてのこの議案が通ればモチベーションも保っているのではないかといいふに思っています。そういう意味で、今はとにかく広報活動により、小樽病院の本当のあり方を皆さんによく知ってもらふこと。それは、少しずつよくなってきています。

それと、今回、診療報酬などもちょっと変えまして、そういうことで、今まで落ちていたものが上がってきたとか、収入も上がってきたということをそれぞれ確認させながら、何とか収入を上げるような指導をやっているところでございます。

○北野委員

病院にお尋ねしますけれども、この改革プランを読んでいて、ちょっと読み取れないところがあるのです。例えば、ベッド数が800床だったのが、今、大幅に削減しているわけでしょう、半分以上に。しかし、管理部門はそれを維持する機構だったと思うのですが、それらはどのようにして、実際のベッド数に合うように整理されてきているのかというのはどこに書かれていますか。

局長でなくてもいいですよ。

（「いや、順次、できる場合私が答えます」と呼ぶ者あり）

○病院局長

そこなのです、ポイントは。

今まで小樽病院は約520床ぐらいが少し減って、私が来たときは260床ぐらいで、7月に400床から225床にして、医療センターは220床にして、合計で445床にしたのです。平成20年度までは870床の許可病床だったのです。ですから、その分のいろいろな人たちがいるわけです。それは徐々には変えていきますが、自治体病院では簡単に職員云々ということはできませんので、そういうところは、例えば、やめたところは補充しないとか、そういうのを徐々に考えながらやってきました。

これは統合新築までの4年間の計算をある程度できるものですから、それをやるということと、もう一つは、委託を、今度は厳密にやって、それをできるだけ減らしていく感じでやっていこうかというふうにしております。両病院を合わせて、正職員だけで500人ぐらいで、臨時職員なども入れると700人ぐらいになるのです。そのほかに掃除の委託の人とかも150人ぐらいいるわけです。全部で850人の人がいる、大きな企業体なのですが、それをどうにかして、388床のところに、4年間か、もう少しかかるかもしれませんが、減らしていかないと、全然、収益が上がらないわけです。

もう一つは、両病院が一緒になることによって、経費が節減できるわけです。大体、概算で2億円から3億円ぐらいの間でできていくわけです。そういうことも含めて、今、検討しております。

○経営管理部次長

適正な職員数ということについては、改革プラン15ページの人材の確保・育成という項目でございますが、16ページに①人材の確保の項目の中で、病院独自の定数管理の実現と、病院経営に即した任用・異動等の実現というところに書いてあります。病院は、医療技術の医師、看護師、それから、検査とか薬局とか、そういうところが適正な規模でなければ、患者のための適正な診療ができないわけですから、そこは患者数に合わせて充実していく。そのかわり、いわゆる一般行政部門、我々みたいな事務職員は、なるべく地方公務員としての事務職員でなければできない部分に特化して、例えば、診療報酬の請求だとか医事部門は、これからはいわゆる医事事務の専門家を雇っていこうというようなことが16ページに書いてございます。

○北野委員

時間がないようですから、簡単にあと二、三問やります。

○病院への繰出しと基本設計の発注について

病院への繰出しについては、先ほどちょっと聞いたのですが、繰出基準は国で決められているはずですから、市立病院の繰出基準に合う診療科が、かつて何診療科だったのか、現在、合致している診療科は何々かお答えください。

○経営管理部次長

繰出基準に合致しているといいますか、繰出基準の中で診療科を明示しているところは、結核、精神、リハビリテーション、救急医療、これは、今も小樽の市立病院についてはそれぞれありますので、繰出基準に基づいて繰入れを行っております。過去にあって、今はない診療科としては、周産期医療、小児医療になります。

○北野委員

かつては六つの診療科で繰出しを受けていたのが、周産期と小児科がなくなると。そうすると、額からいえば減るのでしょうか。診療科目が減ったから比例して減るとは思いませんけれども、病院の経営改善との関連で、影響額はというふうに押さえて仕事を進められていますか。

○経営管理部次長

かつてあった周産期医療、小児医療の部分ですが、こちらは、周産期医療、小児医療をやっていることの収支でそこを繰入れることができるようになっておりまして、以前、小樽病院で周産期と小児科があって小児入院とかをたくさんやっていた時には、基本的にはその部分だけの収支不足が生じているという認識ではなかったのでございます。その部分に対する繰入金はほとんどもらっていない状況です。医師もたくさんいましたし、患者もたくさんいたということから、収支不足という形にはしていなかったと。

○北野委員

そうすると、ここでも医師が足りないことが、結局大きな問題だということが浮き彫りだと思うのです。

それから、新市立病院の建設について、この予算特別委員会は、病院の集中審議のような様相だったので、私も聞いていましたし、時間もないですから詳しく触れませんが、各委員が、建設費が高いということは、一様に指摘していると。90億円ぐらいですからね、建設費だけで。だから、それがなぜ高いかという議論があったので、私もそう思うから、ここについては、これ以降、私としてもメスを入れていきたいと思うのですが、発注形態、地元業者への発注についても、建設費とのかかわりで、本会議以降、大いに議論になっていて、市長がああいう答弁をされているわけです。率直に言えば、地元業者を入れてやった場合、私は、若干高くなることは避けたいと思うのです、これは。古沢議員も前に言っていましたけれども、若干高くなったとしても、極端に高くなるわけではないですから、それは地元経済に回り回って波及効果が出るものだから。だから、私はその程度の、いわゆる高いのは、これはやはり地元経済にとって大変いいし、あるいは、波及効果を考えれば、かえってプラス効果になるというふうに思うのですが、その発注形態は地元業者とよく話をして、どういう発注形態であれば多くの地元業者が参入できるかですね。

もちろん、入札の結果でどうなるかわからないと言っていますけれども、それにしても前提が90億円もするというのは、あまりにも高すぎますから、各委員が指摘したことを踏まえてやっていただきたい。

私が心配なのは、基本設計を久米設計に随契でやると、今、この予算が出ているわけです。これは、この90億円を前提にしているとすると、基本設計と実施設計は切っても切れない関係にあるから、結局、高い価格で実施設計が出てくる可能性というのがあるのです。だから、私は、そういう点で、各委員が指摘したように、基本設計を随契ではなくて、もう一度入札してやり直せというのは根拠があるというふうに思うのです。

副市長は、そうやって言えば、すぐ不機嫌な顔をして頭をかしげるからね。だから、議会から指摘されたら、どうしてそういうことになったのかということはちゃんと考えていただかないと、何のために議会で議論しているかということになるわけです。これは、市側としては、議会から指摘を受けたことは当然の話なので、よく考えていただきたい。基本設計がこのまま久米設計でやるということについて、私は到底認められないということだけ申し上げておき、討論で詳しくやるからね。建設費が高い問題と発注形態は、地元業者の意見を聞いて決めなさいという要望について、市長はどう考えているかを聞いて、終わります。

○市長

今定例会を通じまして、高いというお話ですが、どうも民間と比べて高いというお話のようですから、高いのか安いのか、我々としては情報を全部出しますので、決して高いものをつくろうとは思っているわけではありませんし、今のやり方で計算してもこうなりますということですから、きちんと情報を出して、皆さん方の意見も聞いて、そして進めていきたいと。それから、地元業者の問題は、前にもお聞きしているとおり、今、北野委員が言うとおおり、地元の皆さんが税金を払っているわけですから、皆さんに還元できるような、そういった発注形態も模索しながら、これも皆さん方に相談してやっていきたいと思っていますので、ひとつよろしく願います。

○委員長

共産党の質疑を終結します。

ここで病院局長が退席されます。

（病院局長退席）

質疑を自民党に移します。

○佐藤委員

◎新市立病院の基本設計について

基本設計については、変えられない部分もあるけれども、その中には修正可能な部分もあるので、内容を提示して議論していくという御答弁を、以前にいただきました。

そこで、その基本設計の作業スケジュールについて、本会議で御答弁をいただいた中で、本年秋までに平面プランとなる基本設計案の作成を目指しているということですが、それは、計画概要（案）に何が新しく加わって、そして、第3回定例会に間に合うのかどうか、その辺に関してはいかがですか。

○経営管理部鎌田副参事

今回、基本設計を始めた後に、この秋に向けていろいろと進めていくわけですが、ここで、計画概要（案）なり、今まで策定した基本構想なり、こういったものをベースにしながら進めていって、さらに築港線で計画したものも今回のベースとしてありますから、この中で、各階の平面、階数といったものが徐々に明らかになってくるというふうに思っています。この中に追加をしていくことではなくて、それぞれの内容が決まって示せるような段階で議会に示しながら、意見を伺って進めていきたいというふうに考えてございます。

○佐藤委員

具体的にどこまでという話にはならないのでしょうか、私はその辺を知りたいのですが。基本設計業務委託内容については6月10日の予算特別委員会資料でいただきましたけれども、例えば、③基本設計図作成が、基本設計案の中で示されるのかどうかという具体的な話についてはいかがですか。

○経営管理部鎌田副参事

現在お示しをしました基本設計業務委託内容の③基本設計図作成というこの各階平面図とか、あるいは、全体の敷地に対する配置図とか各階立面図といったものですが、これについては、病院側と設計者が協議をした上で作り上げていって、一応、骨格的な平面図というのは、まず単線プランとしてでき上がってきます。その後、各部屋について、例えば、放射線であれば一般撮影室がどうなるのか、あるいは、MRIの部屋がどんな感じになるのかという部屋ごとの詳細を詰めていくことになります。その後で、全体の修正、平面計画の修正ですとか動線を考慮した若干の修正みたいなものが出てきますので、あまり変更のある状態で皆さんにお示しするものかどうかというふうには思いますので、その辺のところは業務の進め方を見ながら、示すことができるのであればそのタイミングでということを考えています。

○佐藤委員

それで、代表質問の御答弁では、より詳細な基本設計案が年内にできるということでしたけれども、それには、何がどのように表されますか。

○経営管理部鎌田副参事

先ほど申しました図面関係については、年内にはあらかた決まってくるものがまとまります。その段階でお示しをできるというふうに、今の段階では思っておりますけれども、設計者が決まり次第、その辺の調整を踏まえて、どのタイミングで提示できるのかを詰めていきたいというふうに考えています。年内には示すことができるというふうに今は考えております。

○佐藤委員

それでは、提案していただいた時点で議論させていただくという流れになろうかと思います。

年明けから、建設費の概算を行うという作業工程ですけれども、基本設計業務の委託内容については④工事費概要は、工事ごとに概算を出しますと書かれていますけれども、要するにこの①から④まで行ったものが、建設費の概算を行う中で明らかになるような認識でよろしいでしょうか。

○経営管理部鎌田副参事

年内をめどに、各階の平面なり、それ以外の設備とか電気の考え方とかがまとまって出てくるものと考えてございますけれども、それらを基に、工事の概算額を計算していこうと考えています。これは、同時並行的に進めるものもありますので、できれば、この辺も含めて、年内に行けるところまで詰めていきたいというふうに考えておりますけれども、これは設計者と決めながら、今後、着手していきたいと考えています。

○佐藤委員

そして、最終的には契約工期予定の来年 2 月末までには成果品の作成ということですが、年明けからの建設費の概算で提示いただいたものに関して、修正をかけるべく議論されたものは、この段階でも変更が可能だという認識でよろしいでしょうか。

○経営管理部鎌田副参事

概算額については、本体工事、電気工事、機械設備工事、外構工事など、それぞれの概算工事費を算定しまして、それは、プランと正式にきちんと連動したものではなくて、ある程度統計的な数字を積み上げてやっていくものというのが混合になるというふうに考えていますので、おおむねの概算額は示せると思います。それと図面の何を修正するのかとかといった話は、年明けになって、修正ができるか、できないかではなく、平面的にはこういう形、あるいは、高さ、階数はこんな感じなので、それに伴う建築主体工事の概算金額についてはこのくらいというような出し方になるものと考えてございます。

○佐藤委員

それでは、本格的に議論できるのは成果品ができ上がってからということになりますか。

○経営管理部鎌田副参事

もちろん概算額の算定も行いますけれども、それと同時に、発注方法の検討というのも行っていて、設計者から幾つか提案してもらった上で、発注方法を含めて議会への説明は考えてございますので、その意味で言うと、議会に示せる資料として、大概算の金額、あるいは、平面的な計画、それと発注方法の幾つかのパターン、こういったものをあわせて、どのタイミングになるかわかりませんが、なるべく早い時期に示したいというふうに今のところは考えております。

○佐藤委員

その提案の仕方について、工法にしても一つではなくていろいろあるので、幾つも検討するという話でしたけれども、当然、病院局では、建設が初めてということで、どういう基本設計が出てくるのかというところは難しいでしょうけれども、私たちも全くその辺がわからないのです。今、工法という話をしましたけれども、幾つかパターンがあるものについては、どのような形で提案されるのでしょうか。例えば、このパターンだと幾らというように細かく金額がついたもので示されるのか、それに関してはどのようなイメージを持っていればいいのでしょうか。

○経営管理部鎌田副参事

発注方法の提案の仕方でございますけれども、建物の内容がある程度でき上がった段階で、概算なり大概算の金額を計算して、それをどのように発注するかという考え方です。例えば、ここ 10 年ぐらいで建設している他都市の病院事例から見れば、分離発注をしており、建設工事の中で建築本体工事と電気工事と設備工事の三つぐらいに分離して共同企業体に発注していくのが、北海道内の過去の市立病院の発注例としては代表的な形なので、これが一つのパターンだというふうに考えています。当然、大概算なり、あるいは、その発注の仕方というのも記載したものがあります。

そのほかに、例えば、実施設計と本体工事の一体発注という考え方もございまして、後に行う建設工事の設計担当が入った 1 社による一体発注と、設計者と施工者、いわゆる設計屋と建築家が一体になる一体発注の仕方もあります。あるいは、コンストラクションマネジメントというような第三者を立てて、そこが実施設計なり建築なりを契約するに当たってコーディネートするようなやり方もございます。これらのやり方というのは、道外の市町村の病院で最近行われておりますので、この辺の事例も出しながら、実績値、そのときの例えば既に公表されている工事単価があれば、それらも活用しながら、金額なり、それぞれの契約方法のメリット、デメリットなりを整理して、幾つかのパターンにして示すことになろうかと思います。

○佐藤委員

そうすると、その幾つかのパターンの中から、これにしようとするのは、実施設計に入る前なのでしょうか。それを決めてから実施設計に入るということなのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○経営管理部鎌田副参事

基本的には、12 月とか 1 月の段階で幾つかのパターンを示して、議会での御意見も参考にしながら、発注者側としてこの方法と決めていくとすれば、先ほど言いました実施設計と本体工事の一体というのも一つのパターンとしてある以上、実施設計が始まる前の判断になるものというふうに考えております。

○経営管理部長

今、副参事からる説明をいたしましたけれども、基本的には議会に示して判断をいただくというのは、基本設計業務委託内容の⑦コスト縮減検討が中心になると思うのです。例えば細かい階段の位置はどうしますかとか、この部屋はどうしますとか、そういうことではなくて、やはり、工事費の削減検討ですから、ここに書いてあるライフサイクルコスト削減検討というものを示して、こうすればこれだけコストが下がる、これはどうでしょうかというような提案をしていくべきだし、この最後を書いてある発注方法の検討が一番大きいわけです。ここはどうしましょうかということを中心に議会に示して行って御協議、御審議いただくことになると思います。細かい膨大なものを全部議会で審議していただくということにはならないので、ここを中心に提案がなされますので、それを示していくことになります。

○佐藤委員

わかりました。

◎全国学力・学習状況調査の結果公表について

続きまして、全国学力・学習状況調査について、代表質問で質問をしましたので、その御答弁にあわせて質問したいと思います。

今回は、抽出方式になった初年度ということになりますけれども、今後お話をしていく中で、小樽市において、学校の設置管理者がだれなのか、まず押さえておきたいのでお願いします。

○（教育）指導室主幹

設置管理者につきましては、小樽市教育委員会となっております。

○佐藤委員

今回、4 月に全国学力・学習状況調査が行われたわけですが、これから採点、集計していく中で、方式は違っても過去にもやっていますから、例年で行けばいつごろまとまる予定になりますか。

○（教育）指導室主幹

今年度の結果の公表につきましては、まだ具体的な通知を道教委から受けておりませんが、例年というか、昨年度につきましては 8 月下旬となっております。

○佐藤委員

全国の学力・学習状況調査の実施方を見ると、国公立、私立学校で実施されたと、実質はですね。小樽市におい

て、公立学校以外で実施したところがありますか。

○（教育）指導室主幹

すべて、公立の小中学校になっております。

○佐藤委員

中学校としては私立中学校がありますけれども、そこへ聞かれたことはありましたか。

○（教育）指導室主幹

それはございません。

○佐藤委員

当然、小樽市の全体の学力等を見る上では、必要な部分かと思います。本年度に関しては、昨年度と違う実施状況ということもありましたし、来年度もまたどうなるかわかりませんが、その辺も考慮して、来年度に向けて検討していただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（教育）指導室長

私立の中学校につきましては、所管が道教委の学事課になります。学力・学習状況調査ということではなくて、お互いの情報交換等につきましてはいろいろな教育活動の中でやっていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

よろしくお願いします。

それと、本会議では結果の公表等についても質問させていただきました。

教育委員の会議では、意見として、公表の方針についてはどうかということで、保護者や地域住民に対して、域内の教育及び当該学校の状況について説明責任を有していること、そして、序列化や過度の競争につながらないようにすること等、各児童・生徒の個人情報といった観点を考慮しつつ、市町村教委と協議の上、別途、定めることにしておりますという御答弁をいただいたのですが、そのことについては教育委員から地域や保護者にはある一定の説明責任があるだろうと、その辺を検討してみてもどうかと思うのですが、これに関してはこれからどのようにしていくつもりでしょうか。

○（教育）指導室主幹

今、委員からございました、結果の公表や活用につきましては、これまで文部科学省や道教委から示されている実施要領に基づき、また、それぞれの公表の方法につきましても参考にしながら、子供の学力向上を図るにはどのような公表のあり方がいいのかということを考えていきたいと思っております。

○佐藤委員

文部科学省のホームページで調査結果の取扱いというのを見ました。抽出調査の公表については、今まで言われたようなことだと思いますけれども、その一番後ろに、希望利用による調査結果の取扱いというのがありました。抽出法ではないものについては、希望利用による調査の結果の示し方、公表、提供、取扱いの配慮事項、活用については、学校の設置管理者において判断することになっているのですが、道教委でお金の面倒を見てもらっているところですが、これについてはどのように判断されますか。

○（教育）指導室主幹

その部分につきましては、先ほどもございましたが、各市町村教育委員会は、保護者、地域住民に対して当該学校の状況について説明責任を有しているということがございます。

ただ、委員もおっしゃいましたように、序列化や過度の競争につながらないようにということがあります。また、各児童・生徒の個人情報との観点到十分考慮しつつ、各市町村教育委員会と道教委と協議の上、それについて定めるというふうになっております。

○教育部長

委員が文部科学省のホームページでごらんになったのは、まず、抽出の分は抽出でやります。希望でやったところは、それぞれの自治体の、市町村の判断で、お金を出して公表の仕方も考えなさいという仕切りなのです。北海道の場合は、道教委が全体の金額を出して、全部希望で実施するという仕切りでやってきたものですから、北海道全体の公表については、本会議でも教育長から答弁いたしましたけれども、過度にならないこと、個人情報のこと、それと説明責任、この三つの視点を協議項目として、道教委と市町村教育委員会で別途定める形になっているものですから、小樽市の場合は、文部科学省のホームページをストレートにいくということではないので、そこだけちょっと御理解いただきたいと思います。

○佐藤委員

なかなか難しいシステムになっているということですが、道教委の方針は、当然、非開示と。文部科学省からすると、要するに、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 6 号の規定を根拠として、全部見せなくていいです、非開示ですという話がホームページに載っています。道教委において、その辺は地域の住民等に考慮して、当然、過度にならないことを前提として検討してみてくださいというお話でしたね。そうすると、当然、文部科学省と道教委の考え方に、ある程度違う部分が出てきているというお話だと思うのです。調査結果の取扱いについての項目に、道教委の上位団体である文部科学省が、学校の設置管理者において判断することと出ているのですから、どこまでも道教委が判断するものに従うのではなく、その辺は、何回もしつこく言いますが、文部科学省が大前提としてこういう取扱いでもいいという判断をしているものですから、この辺に関しては、何が何でも開示しなくてもいいということにはならないと、私は思うのですけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○教育長

実は、文部科学省の集計は抽出でございます。それから、北海道では、残りは全部希望なのですが、北海道教育委員会におきまして、抽出の記録、データと、それから、希望校のデータを全部合わせて、これまでと同様の集計をして、その結果を各市町村に流したいということなのです。平成 22 年度の、今回のテストの判定ですから、その出方によりまして、どうなるかはまだはっきりとはしないのです。ほかの県は、部長が答弁していますように、それぞれ市町村教育委員会がお金を出してやったから、その結果を出します云々となりますけれども、北海道の場合は、そういうことで、繰り返しになりますけれども、抽出も希望も両方を合わせてこれまで同様の集計でお見せしたいというのが当初の考え方でございますので、そういうものを十分踏まえながら今後のあり方について私どもも検討してまいりたいと思っております。

○佐藤委員

この辺に関しては、今後、教育委員会の定例会でどのようになるのかを私も注目していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○横田委員

本当は、今、佐藤委員が行ったように、私が一般質問でお聞きしたようなことを教育委員会にお聞きしたかったのですが、たぶん同じ答弁になると思いますので、もう少し時間をかけて道教委の調査のほうはまた改めてお聞きしていきたいと思います。

◎パソコンのライセンスに係る経費について

まず、市役所庁内というか、市長部局、消防本部、病院局、それから教育委員会を含めて、職員が保有するもの、それから、教育委員会のほうは学校の保有するものすべてを含めて、こういう数字が出るのかどうかかわからないけれども、小樽市として、パーソナルコンピュータ、要するにパソコンですが、何台保有しているかを情報システム課にお聞きします。

○（総務）情報システム課長

パソコンの台数なのですが、私どもが把握しておりますのは、庁内 LAN に接続されているパソコンということで、本庁ですとか、教育委員会の庁舎ですとか、病院は管轄外になりますが、合わせて 1,150 台のパソコンがあります。

○（経営管理）牛腸主幹

ただいま情報システム課長から答弁いたしました以外に、両市立病院の中では院内 LAN と呼んでおります業務系のネットワークに接続しているパソコンが約 400 台ございます。

○（教育）総務管理課長

教育委員会庁舎のパソコンにつきましては、先ほどシステム課長からお話があったとおりなのですが、小中学校の総務用のパソコンでございますけれども、本年 4 月の調べで小学校が 78 台、中学校が 43 台、合わせて 121 台でございます。

ただ、インターネットにつないでいるのは各学校 1 台ずつになっております。

○横田委員

全部で 1,600 台ぐらいのパソコンがあるということですが、その中に、Office（オフィス）のソフトは大体全部に入っていると思ってよろしいのですか。ワード、エクセル、その他、いわゆるオフィス系ソフトです。

○（総務）情報システム課長

オフィスソフトでございますけれども、バージョンはいろいろとありますけれども、全台にワード、エクセルは入っております。

○横田委員

不正コピーの話が道等でいろいろありましたけれども、当然、正規のものだというふうに、前回、お尋ねして答弁をいただいておりますが、オフィスソフトを入れた費用がどのくらいかかっていますか。

○（総務）情報システム課長

大体は、ワード、エクセル、メールのソフトのアウトLOOK が一体となって入っておりまして、平成 21 年度の実績でいきますと 2 万 3,100 円となります。

○（経営管理）牛腸主幹

おくれましたけれども、先ほどの御質問の答弁で、病院局に入っている 400 台のうちには業務用の専用端末がございまして、文書等を作成しない分が約半分ほどありますので、オフィスが入っているのは約 200 台というふうに御理解ください。

○横田委員

あのライセンスが 2 万 3,100 円で、1,000 台分ぐらいですか。

○（総務）情報システム課長

全部で 1,150 台です。繰り返しになりますが、平成 21 年度としては 2 万 3,100 円ということになります。

○横田委員

そんなに安いのですか。単体で買うと、当然、1 本 1 万円以上します。そんなに安いと思わなかったのです。

○（総務）情報システム課長

ソフトの金額の関係ですが、マイクロソフトのオフィスなのですが、ライセンス購入ということで価格は通常より若干安い価格帯になっておりまして、企業版のオープンライセンスという価格帯のものを使っています。

○横田委員

1 本 2 万 3,000 円と言ったのですか。1,100 台に入っている分のライセンス契約が 2 万 3,000 円ということですか。

○（総務）情報システム課長

3 本込みになって、それで 2 万 3,000 円です。

（「3 本はわかりますけれども、1,150 台分ではないということですか」と呼ぶ者あり）

購入時期がいろいろとあり、1,150 台のうち、1 本部分について、例えば、昨年入れたからその分の金額ということで、1 台に直すと 2 万 3,100 円、全体ですと掛ける 1,150 台分です。

○横田委員

普通、ライセンス契約は、例えば、100 ライセンスで何十万円だとかというふうになっていますよね。そういう買い方ではないということですか。

○（総務）情報システム課長

一気に 1,150 台分買っているわけではないので、年度ごとに分けてパソコンを導入するたびにソフトも一緒に買うということになっています。

○横田委員

ちょっと整理をすると、フルインストールパソコンを買うとそれがついてくるので、それは入っているからいいよ。そういう買い方もしていると思うのですけれども、していないのかな。

では、完全にオフィスが入っていないパソコンを導入して、オフィスはライセンスで買って入れているという認識でいいですか。

○（総務）情報システム課長

以前は、パソコンにもともと入っているものでしたが、マイクロソフト社に確認し、どちらの価格帯が安いかわかるということで協議をしています。パソコンに入っているものよりも、別にライセンスを買ったほうがはるかに安いということで、切り替えています。

○横田委員

だけど、ワード、エクセルとアウトLOOKで 2 万 3,000 円というのは高いのではないのでしょうか。いや、課長に言ってもしょうがないので、話を進めます。

なぜこんな話をしたかというと、たぶん、ソフト購入費用が相当かかると思うのです。今、簡単に言っても 2 万 3,000 円掛ける 1,150 台分、それから、病院は 200 台分ですか、それから、学校に入っているのが何台かわかりませんが、業務用のほかに、生徒が使っているパソコンにも、たぶんオフィスをフルインストールしてあるものを買っていると思うので、それを買わなければもっと値段が下がっているはずですよ。

ですから、小樽市全部でオフィスのソフト代で幾らかかっているかをまず知りたかったのです。なかなか難しいけれども、単純に言うと 2 万数千円掛ける千何百台分ということで相当なお金になると思うのです。

それで、今、オープンオフィスという無料のソフトがあります。本当にマイクロソフトのオフィスと相当遜色のないかなのです。2002 年にできて、バージョンもずいぶん変わっていますが、全くの無料ですから、今、このソフトを導入する自治体、企業が増えてきています。それから、オープンソースと言って、勝手にではないですけれども、使用条件をクリアすれば自分で改変もできたりするので、そういったものを導入しているところもあります。

一例を挙げると、四国中央市が昨年導入して約 3,300 万円のソフト費用を削減したと。ここは 9 万数千人の市ですから、パソコンの台数はたぶん小樽市より少ないと思いますが、単純にこれにすると仮定すると、三、四千万ぐらいの削減ができるということです。新市立病院の基本設計費分くらいは多分すぐに出るのではないかと思います。

本市として、たぶんデメリットなんかも把握していると思うのですけれども、そういったことも踏まえながら、庁内全部のオフィスソフトを徐々に段階的にでもいいですし、あるいは、物の本によると、マイクロソフトを使えるものを何台か残しながら、全てを変えることも可能かと思っています。

今、自治体の話をしましたけれども、山形県も 4 月に導入したとか、県レベルでは初めてですけれども。それか

ら、もっと言うと、NTTコムとかは五千数百台だとか、相当大きな企業でもビジネスツールとして使っているのです。たぶん、サポートだとか、操作性も若干違うでしょうから、簡単に導入しますと言うわけにはいかないかもしれませんが、こういったものに対して何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○（総務）情報システム課長

導入の関連では２点ほどデメリットがありまして、通常のマイクロソフトの場合ですと、標準的な互換性があるのですが、マクロと言う少し高度な機能を使った場合には互換性がないということも聞いており、移行するために一から全部プログラムをつくり直さなければならないということがあります。小樽市の現状としては、少し高度な使い方を使用している場合が結構多いものですから、その点がちょっと支障になっています。

二つ目はセキュリティ上の問題ですけれども、無償ソフトということで、セキュリティ上の脆弱性が発見されても、すぐにマイクロソフトのオフィスみたいに、被害を解消するようなソフトが提供されないということも聞いており、無償ソフトであるがために、自己負担という部分が多いのです。この２点がデメリットでして、その辺の具合を確認しながら、普及度合、完成度を見ていきながら考えていきたいと思っています。

○横田委員

今言われたデメリットは、もう相当分解消されているのと、それから、専門にサポートするアシストという企業があるのですが、まさしくアシストです。当然、それは有償になるのですが、削減した費用があれば、そのサポートは十分受けられる。それから、セキュリティの面だとか、マクロの話も出ましたが、マクロも相当解消されているというふうに、私は情報をとっています。ですから、先ほど言ったように、どうしてもマイクロソフトでなければならないというのが、仮にあるとすれば、それを何台か残しておけば、それは対処できるはずですし、今、非常に財政がきついときに、努力をすれば、3,000万円、4,000万円が何年かで削減されるのです。

それから、皆さんが使っているWindows X Pは、来年７月でサポートが終了になるのです。そうすると、今度はパッチも当たらなくなりますから、逆にセキュリティの面では、Windows X PあたりはもうWindows 7等々に入れ替えていかなければならないのです。そうすると、オフィスもまた導入していかなければならないのですから、その辺も含めて、ちょっと検討したほうがよろしいのかと思います。

ところで、この前、小中学校に入れたパソコンは何台でしたか。

○（教育）総務管理課長

昨年度、小中学校に入れた台数は、小学校297台、中学校456台、合わせまして753台、これが教育用パソコンでございます。

○横田委員

全部でざっと二千何百台ぐらいになるのかな、今のも入れて。小中学校のパソコンには、当然オフィスは入っていますよね。

（「中学校だけです」と呼ぶ者あり）

中学校だけですか。

どちらにしても、相当な台数になるとしますので、各部局とも、市長部局はもちろん、消防本部も、病院局も、学校も、その辺の検討を進めていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長

詳細は詳しくないので具体的な答弁はできないのですが、Windows X Pのサポートが終了するという話は、情報システム課との打ち合わせの中でも聞いています。これからこういったものへの維持経費、導入経費が莫大なので、今、私どもがやっている大型コンピュータを使った仕事の仕方そのものも基本的に変えていかないと、この分の下敷きになってしまうということを情報システムの担当から何度も聞かされています。何とか、今はパソコンを入れ替えながらやっていますけれども、今、御指摘の分も話としては聞いたことがあります。

問題は、さまざまな互換性の問題だとかセキュリティーの問題でどうなのかと。どうしても自治体の場合は、その辺のことからなかなか足を一歩進めないというのがあるのです。ただ、今、御指摘がありましたように、そういったフォローもできるような時代になってきているのであれば、当然、検討も必要だろうと思います。私どもも、情報システムの専門家というのはそんなにたくさんはいないものですから、得意な職員がそこで実力をつけてやっているのでしょうか、その辺の人的な部分でのいわゆるパワーアップも含めて、御指摘の分も十分検討させていただきたいというふうに思います。

○横田委員

ぜひ、一回使ってみてください、無料ですから。どんなあんばいなのか。私も、何回もやっていますけれども、私のレベルでつくっている文書、あるいは表計算では遜色がないといいましようか、互換性は立派にあると思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上で質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 47 分

再開 午後 5 時 14 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

○北野委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号、第 3 号及び第 8 号は、いずれも否決の討論を行います。

議案第 1 号ですが、一般会計補正予算の歳出で、病院統合新築工事基本設計分として 2,150 万円が計上されています。新市立病院の建設工事は、新市立病院計画概要（案）によれば 96 億円です。これは、当委員会で配られた資料、新市立病院の基本設計委託料についての表 3 でも同じ金額が示されております。

当委員会に配られた基本設計業務委託内容の資料によりますと、この基本設計で行う業務に建築計画概要、設備計画概要、基本設計図作成とした上で、工事費概算は工事ごとになっておりまして、これが実施設計と連動することは質問で指摘したとおりであります。工事費概算は、建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事などに分けて算定したものとなっています。

基本設計は、随意契約で久米設計に委託するとのことですが、このまま進めば、実施設計も久米設計ということになります。これでは、基本設計でコスト縮減を検討するとはいうものの、同じ会社が行えば、建設工事が、96 億円から大幅にダウンするとは考えがたいことであります。こういう基本設計を随意契約にすることは認められません。

議案第 3 号病院事業会計補正予算も、同じく基本設計委託料として 4,300 万円が計上されていますが、これは、今指摘したとおりで、賛成できません。

苦言をすれば、ひところ、政府の意向で地方自治体に箱物を押しつける、あるいは、これを自治体が受けて、ゼネコンのもうけの源泉とされたことがありましたが、起債償還が厳しくなって、国民の批判も高まって、この箱物は下火になりました。

ところが、自治体病院の建設分野だけは、住民の命にかかわることだから、箱物との指摘や批判は出しづらいだ

ろうということで聖域とされて、ここに箱物の建設の生き残りがあるわけです。病院建設が聖域とされたために、唯一の稼ぎの分野と、ゼネコンはここにしのぎを削っているのです。こういう指摘は物の本などで繰り返し指摘されていることを考えれば、なぜ民間病院より異常に高い建設費なのかということに合点がいくのではないかと思います。この際、申し添えておきます。

議案第 8 号市税条例の一部改正の条例案であります。これは、中島委員が予算特別委員会の 2 日目で詳しくやっていますが、年間投資額 100 万円を上限とする株投資家の配当及び譲渡所得の利益については非課税にするということです。平成 15 年から開始された上場株式等の配当、譲渡益に対する税率軽減が行われて 7 年になりますが、仮に、従来どおりの税率 20 パーセントとして実施されていたら、小樽市の平成 20 年度の市税収入の決算見込みでは 1 億 1,480 万円くらいになるとのことです。累積赤字を抱えてきた小樽市にとっては、大変貴重な財源となるものです。100 万円までの小額投資家保護との説明でありますけれども、郵便貯金や民間の銀行など、金融機関の利息は税率 20 パーセントなのです。100 万円以下の庶民の預貯金の利息も同様に非課税にするべきで、リスクの高い株投資への政策的誘導を認めるわけにはいきません。

なお、たばこ税については中島議員も指摘しておりますけれども、国民の健康の観点から消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていくことが必要であるとしており、我が党は、2003 年の W P O 総会で加盟国が全会一致でたばこ規制枠組み条約を採択し、2004 年に通常国会で承認した経過を踏まえて、たばこ需要の減少や青少年の喫煙防止対策を図るための値上げについては特に反対はいたしません。

こういうことを申し添えて討論としますが、詳しくは本会議で行います。

この際、ぜひ、他党の皆さんも、今回の予算特別委員会は病院の集中審議とも言うような様相を呈しており、新病院建設に向かうことについてのさまざまな批判的な立場からの意見が展開されていたので、私も期待をいたしましたが、皆さんがそろって賛成ということであれば、質問との関連でなぜ賛成するのか、討論にて明らかにしていただきたい。議会活性化検討会議でも、賛成の人も大いに討論すべきだということになっているのです。決めた当初は若干やられましたけれども、またもとのもくあみと、こういうことでは議会の活性化にならないということも申し添えて、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、順次採決します。

まず、議案第 1 号、第 3 号及び第 8 号についてであります。

一括採決します。

いずれも可決と決定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数です。

よって、いずれも可決と決定しました。

次に、ただいま決定しました以外の議案について、一括採決します。

いずれも可決と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

異議なしと認めます。

全会一致によりいずれも可決と決定しました。

閉会に当たりまして、一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

昨日ですが、マリンヒル小樽に用事があって出かけました。この夏初めて、突然のセミ時雨に出会いました。当

委員会の審議はわずか 3 日間ですが、振り返ってみれば、そのセミ時雨にまさるとも劣らない、そういう委員会ではなかったかと、委員の皆さんと自負し合いたい。でき得れば、討論も、北野委員の指摘も、皆さんとともに今後
に生かしていきताものだというふうに、私自身は思っております。

しかし、全体としては大変活発な議論になったのではないのでしょうか。

これも、副委員長、各委員、何よりも、非常に熱心な答弁に立っていただいた理事者の皆さん方の協力があつて
のことに深く感謝をいたします。

ありがとうございました。

当委員会はこれをもって閉会します。